

令和4年第3回定例会

一宮町議会会議録

令和4年9月15開会

令和4年9月15閉会

一宮町議会

令和4年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（9月15日）

| | |
|---------------------------|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名 | 1 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 1 |
| 議事日程 | 1 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 議会運営委員会委員長の報告 | 3 |
| 議事日程の報告 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 町長の行政報告 | 4 |
| 一般質問 | 11 |
| 小安博之君 | 11 |
| 藤乗一由君 | 16 |
| 大橋照雄君 | 30 |
| 志田延子君 | 47 |
| 袴田忍君 | 50 |
| 鵜野澤一夫君 | 58 |
| 認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 63 |
| 認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 79 |
| 認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 83 |
| 認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 85 |
| 認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 86 |
| 報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑 | 89 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 91 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 92 |
| 議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 94 |
| 議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 95 |
| 議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 100 |
| 議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 101 |
| 議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 103 |
| 議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 104 |
| 諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 105 |
| 発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 106 |
| 閉会の宣告 | 108 |
| 署名議員 | 109 |

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 15 日 （ 木 ）

令和4年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和4年9月15日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 川城茂樹 | 2番 | 内山邦俊 |
| 3番 | 小関義明 | 4番 | 大橋照雄 |
| 5番 | 鵜沢清永 | 6番 | 小安博之 |
| 7番 | 袴田忍 | 8番 | 鵜野澤一夫 |
| 9番 | 吉野繁徳 | 10番 | 志田延子 |
| 11番 | 森佐衛 | 12番 | 藤乗一由 |
| 13番 | 鵜沢一男 | | |

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 町長 | 馬淵昌也 | 副町長 | 大場雅彦 |
| 会計課長 | 秦和範 | 教育長 | 竹之内達生 |
| 総務課長 | 諸岡昇 | 企画広報課長 | 渡邊高明 |
| 税務課長 | 目良正巳 | 住民課長 | 鎗田浩司 |
| 福祉健康課長 | 森常麿 | 都市環境課長 | 高田亮 |
| 産業観光課長 | 田中一郎 | 子育て支援課 | 小柳薫 |
| 教育課長 | 渡邊浩二 | | |

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 御園明裕 | 書記 | 関谷智香子 |
|------|------|----|-------|

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

| | |
|------|--------------------------------|
| 日程第一 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第二 | 会期の決定 |
| 日程第三 | 諸般の報告 |
| 日程第四 | 町長の行政報告 |
| 日程第五 | 一般質問 |
| 日程第六 | 認定第1号 令和3年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について |

- 日程第七 認定第 2号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第八 認定第 3号 令和3年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第九 認定第 4号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十 認定第 5号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十一 報告第 1号 令和3年度一宮町健全化判断比率について
- 日程第十二 報告第 2号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第十三 議案第 1号 一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第十六 議案第 4号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十七 議案第 5号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十八 議案第 6号 令和4年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十九 議案第 7号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第二十 議案第 8号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第二十一 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第二十二 発議案第1号 県道南総一宮線（一宮バイパス）整備促進に関する意見書

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

本定例会は我々議員任期の最後の定例会となりますが、引き続き慎重審議をお願いして、スムーズな議会運営にご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構であります。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の一部改正2件、規約の改正に関する協議1件、一般会計及び特別会計合わせて5件の補正予算、人事案件1件、睦沢町議会と連名による発議案1件が提出されております。

また、一般質問は6名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、1日では少々厳しいとは思われますが、会期については本日1日としたいと思います。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） どうもご苦労さまです。

◎議事日程の報告

○議長（鶴沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

10番、志田延子君、11番、森 佐衛君、以上、兩名をお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（鶴沢一男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、令和3年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、令和3年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。これをもってご了承を願います。

◎町長の行政報告

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

行政報告を差し上げさせていただきます前に、私から皆様にこの4年間の御礼を申し上げたく存じます。

皆様とご一緒させていただきましたこの4年間、皆様からの様々なご鞭撻、ご指導を賜りながら、町政を順調に遂行してまいることができました。心より皆様のお力添えに感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

さて、本日ここに、令和4年第3回一宮町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など合計16件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の令和3年度の決算状況をご報告いたします。

令和3年度の決算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染症対策や緊急経済対策に引き続き取り組んだことから、歳入歳出ともに令和2年度に次ぐ過去2番目の規模となり、一般会計と特別会計を合わせ、歳入額90億4,295万円、歳出額86億5,561万円で、歳入歳出の差引額は3億8,734万円でございます。

本定例議会において、令和3年度各会計の決算認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、本定例議会で報告いたしますが、算定の結果、指標は全て基準値を下回り、健全な財政状況を保つことができました。

続きまして、企画広報課所管の業務についてでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業ですが、国の令和3年度補正予算及び令和4年度予備費を活用し、コロナ対応に取り組むための9事業を国へ申請いたしました。本議会へ補正予算として上程させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、東京2020オリンピック競技大会サーフィン競技の開催を記念したモニュメント作成事業についてですが、7月末に千葉県立九十九里自然公園釣ヶ崎園地内北側角地にモニュメントが完成いたしました。この完成を記念し、オリンピック開催1年後イベントとし、8月

2日に関係者をお招きし、除幕式を行いました。今後、大会史上初のサーフィン競技が行われたオリンピック開催地であることを後世に伝えつつ、町のランドマークとなることを期待しております。

続きまして、ふるさと応援事業についてですが、6月より新たな体験型返礼品として、9月18日に開催予定の九十九里トライアスロン2022参加権をラインナップに加えました。引き続き、当町を応援していただける魅力的な返礼品の発掘に取り組んでまいります。

次に、広報関係でございますが、広報いちのみやをより多くの皆様にご提供できるよう、スマートフォン・タブレット端末用アプリ「マチイロ」を8月から導入いたしました。この無料アプリに登録すると、発行日にお知らせが届き、いつでもどこでも広報いちのみやを読むことができますので、ぜひご利用くださいませ。

続きまして、住民課所管業務についてであります。

生活習慣病やその傾向がある方を早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことを目的とした75歳以上の方が受診する後期高齢者健康診査は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、9月2日から9月7日までの4日間、保健センターで実施いたしました。受診者数は377名、受診率は20.7%でした。かかりつけ医での健康診査をご希望される方は、個別に医療機関で健康診査を受診することが12月24日までできますので、積極的なご受診をお願いいたします。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症の関係です。

感染力の強いオミクロン株の影響により、7月以降には第7波と言われる過去最大の感染拡大が全国的に続き、ここ千葉県内においても、感染者の急増による医療機関等への負荷が急速に高まったことから、8月4日にBA.5対策強化宣言が発令されました。

こうした中、当町では、7月には261人、8月には617人と、2か月の間に878人もの感染者が確認されたほか、高齢者施設2か所、児童福祉施設1か所では、集団感染の発生も確認されたところであります。

なお、9月8日時点での町内の累計感染者は1,661人を数え、同日時点で2人の方が入院を、また27人の方が自宅療養しており、入院・ホテル療養等調整中の方は1人となっております。療養中の方々に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

一方で、昨今の状況は、新規感染者の発生にも減少傾向が見られ、国からはウィズコロナの新たな段階への移行と社会経済活動との両立を強化するため、感染者の全数把握の見直し

や感染者の療養期間短縮など、新たな方針が示されたところであり、千葉県内に発令されていたB A. 5 対策強化宣言についても、昨日14日をもって解除となりました。町では引き続き、国・県等の動向を注視するほか、基本的な感染対策の徹底等について、適切な周知に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチン接種事業の関係であります。

現在、長生郡市内の7市町村では、5歳以上の方が対象となる1、2回目の初回接種と、12歳以上の方が対象となる3、4回目の追加接種を、それぞれ医療機関で行う個別接種により進めております。

8月末時点での接種状況は、5歳以上の方への1、2回目の初回接種は82.4%、9,813人の方に、12歳以上の方への3回目の追加接種は70.9%、7,922人の方にそれぞれ接種が進んでおり、現在、主として進めている60歳以上の方への4回目接種は接種率55.6%となっております。

一方で、この秋からは、初回接種を終えた12歳以上の方を対象に、オミクロン株対応の新型ワクチンによる追加接種が開始される予定であり、必要経費について今定例会で補正予算を計上しておりますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

さらに今後は、0歳6か月から4歳の乳幼児を対象とする接種についても開始される動きが見受けられますので、今後の動向を注視し、接種体制の確保には万全を期してまいります。

次に、住民税非課税世帯や家計急変世帯を対象とした臨時特別給付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に速やかな生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり10万円の支給を対象世帯の92%に当たる1,426世帯に行いました。また、家計急変世帯については12世帯に支給いたしました。

なお、これまでに申請のない非課税世帯につきましては、再度の案内を通知しており、今月末が申請期限となっておりますので、滞りない対応に努めてまいります。

続きまして、介護保険事業の関係です。

令和6年度を始期とする第9期介護保険事業計画の策定に向け、地域課題の把握や社会資源を発掘するため、要介護の認定を受けていない在宅高齢者を無作為で抽出し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたします。

あわせて、要介護の認定を受け、在宅で介護サービスを利用している皆様のご意向を調査するために、在宅介護実態調査も実施いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管業務についてであります。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯の生活を支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用して、子育て世帯応援給付金を実施いたします。

この事業は、町に住民登録がある18歳以下の全ての子ども1人当たり1万円を支給するもので、令和5年3月31日までの出生者及び転入者についても給付対象といたします。なお、事業実施に伴う予算計上を今議会において計上いたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、産業観光課所管業務についてであります。

まず、農業関係についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、米価の下落や燃料等の高騰により影響を受けた農業者に対する農業経営の安定化を図るための支援策として、水稲経営継続支援金の交付申請を8月から開始し、9月6日現在、61件の支給をいたしました。原油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家に対しては、燃料価格高騰対策支援金を40件支給いたしました。

引き続き周知を図り、10月末まで実施してまいります。

また、コロナ禍に加え、ロシア・ウクライナ情勢等に伴い、肥料や飼料など生産資材の高騰により著しく影響を受けている農家に対する地方創生臨時交付金を活用した支援事業を今回補正予算に上程いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、農業生産に伴い使用済みとなって廃棄される育苗箱等についてですが、環境問題への関心が高まる中、環境保全と適正処理、さらには農業経営の負担軽減を図るため、11月8日と9日に不用となった育苗箱等を無料で回収いたします。

農林商工祭についてでございますが、開催に向け、協議を重ねてまいりましたが、新型コロナウイルス感染急拡大に伴い、感染対策などが困難であり中止という苦渋の決断をいたしました。

続きまして、商工関係であります。

新型コロナウイルス感染症拡大により、経済状況は依然として厳しい状況にあるため、影響を受けた地域経済の活性化を目的に、一宮町プレミアム付商品券事業を行っており、今後、希望者に購入引換券を発送し、9月28日より商工会で購入いただきます。今年は、1冊1万3,000円の商品券を1万円で、町民お1人当たり2冊を上限とし販売いたします。今後は利用促進に向けた周知活動に努めてまいります。

また、本議会に上程させていただいておりますが、誘客促進事業として、町内の宿泊施設を利用された宿泊者に対し、宿泊の特典として町内の飲食店や土産店などで利用できる商品券を配布し、さらなる誘客や消費回復を図ります。

次に、観光関係についてですが、今年は3年ぶりに一宮海水浴場を7月23日から8月28日の37日間開設し、大きな事故もなく、約1万1,000人のお客様にご来場いただきました。

また、7月23日の南九十九里はまぐり祭りは、観光協会としてコロナ流行後初のイベントとなり、地域経済を盛り上げる第一歩となりました。その後の7月31日、8月7日には観光地曳網を開催し、多くの観光客に地域の魅力を発信することができました。続いて、8月16日には、お盆の伝統的な風物詩、一宮川燈籠流しを、地域住民や関係団体と共に7年ぶりに一宮川河口で開催いたしました。

今年は、花火大会や上総国一宮まつりのように大規模なイベントは、感染対策の徹底が困難であり、開催を断念いたしました。今後、関係機関と協議を重ね、イベントの早期再開を目指してまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、建設関係についてですが、今年度予定しております新設改良工事、道路維持工事につきましては、7月14日に4回目の入札を行い、77%の発注が完了いたしました。また、交付金事業では、6月に発注しました橋梁・トンネルの点検業務結果を踏まえた長寿命化修繕計画策定業務を発注する準備を進めております。

次に、交通安全対策工事関係ですが、8月3日に行われました通学路安全プログラムに基づく点検結果を踏まえ、安全対策工事を発注する予定であります。

環境関係についてであります。一宮海岸の清掃活動につきましては、今年度は3年ぶりに9月25日、日曜日に実施する予定でありますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

続いて、教育課の所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

例年行っている海外交流研修の代替事業として、8月17日から18日にかけて、東京都にあるTOKYO GLOBAL GATEWAYで中学生語学研修を実施し、生徒25人が参加しました。研修では、レストランや薬局などのシチュエーションで英会話を経験するなど、生きた英語を学ぶことができ、今後の英語学習の意欲向上につながるなどの感想もありました。

次に、小学校では、夏休み中における児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的とした

サマースクールを3年ぶりに実施いたしました。東浪見小学校では7月21日、22日、25日の3日間、一宮小学校では7月26日と8月18日の2日間の日程で開催し、1年生から6年生まで2校合わせて281人の児童が参加いたしました。

また、学習指導には一宮商業高校、大多喜高校、茂原高校の生徒さんにもご協力をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、施設整備関係についてであります。

現在、中学校屋上防水工事に向けた設計業務に着手しており、工事完了は令和5年2月を予定しております。引き続き、生徒や学校関係者が安心・安全かつ快適に利用できる環境整備に努めてまいります。

続きまして、社会教育関係ですが、6月と7月に開催した文化財講座は、大河ドラマで注目されている郷土の偉人、上総広常に関する内容で、定員を超える多数の方々にご参加いただきました。

また、現在、上総広常ゆかりの地がある近隣6市町村で巡回パネル展示を開催中で、11月13日には、いすみ市、睦沢町、一宮町の共催で、専門家を招いてのシンポジウムを開催する予定であります。

次に、今年1月に中止となった成人式の代替事業につきましては、8月28日に式典と記念撮影を実施し、16名が参加いたしました。少人数での開催となりましたが、式典終了後にオフショット撮影を行い、笑顔あふれるイベントになりました。

また、令和5年の成人式につきましては、4月から成年年齢が18歳となりましたが、当町では、今までどおり20歳の方を対象に、令和5年1月8日の日曜日に、GSSセンターで「20歳の祝典」と題し、開催する予定です。

次に、秋の行事として、芸能音楽祭と文化祭を3年ぶりに、感染対策を行いながら規模を縮小して実施する予定であります。

また、町史編さん事業につきましては、1回目の編さん会議を10月に開催し、編さん方針に沿って調査等の作業を進めていく予定であります。

終わりに、この定例会には、認定5件、報告2件、条例改正案2件、一部事務組合の規約改正に伴う協議1件、補正予算案5件、諮問案1件を提案申し上げましたので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承を願います。

◇小安博之君

○議長（鵜沢一男君） それでは、通告順に従い、6番、小安博之君の一般質問を行います。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 今回、私は、1、都市計画について、2、農業用水路の維持管理についてと大きく2点ほど通告しておりますが、1点ずつ質問を行いたく、許可願いたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） お願いします。

○6番（小安博之君） それでは、まず1点目の都市計画についてと、質問要旨として挙げておりますけれども、都市計画と申しますか、まちづくりについてというふうに理解していただければと思います。

まず、町のホームページの中を見させていただきますと、その中でまちづくりと経済という欄がありまして、そこを進んでいきますと一宮町都市・まちづくりプランというのが出てきまして、それも長々と文章、いろいろあるわけですが、その概要版というのがあります。その中を見ますと、一宮町都市・まちづくりプラン（概要版）というのがあります。これを見ますと、これは平成27年3月となっております。その中で「主要な取り組み施策」ということで、優先的に取り組む施策（10年後を目標）、また、その他主要な施策（20年後を目標）と、それぞれいろいろ項目を挙げてあります。

例えば、優先的に取り組む施策としては、広域交通の向上、それとか一宮停車場線における都市のシンボル軸としてとか、その他長々といろいろあるわけですが、これにつきまして、町としまして現時点での自己評価と申しますか、その自己評価と見解について、町としてはどう考えているかということをお伺いします。

それともう1点、都市計画マスタープランの策定の趣旨において、またいろいろ文章があ

るわけですが、要するに都市計画マスタープランの策定の趣旨ということでいろいろ文章がありまして、その中で見ますと、例えばちょっと言わせていただきますと、総合計画では「一人ひとりの人間性が尊重されるまちづくり」、「一生暮らし続けることの出来るまちづくり」、「町民の協働によるまちづくり」、「自然と調和の中で生きるまちづくり」を基本理念として、躍動する緑云々かんぬんを将来像として、それとか何とか目標としてとか、長々書いてあるんですけれども、私が言いたいのは、基本理念、将来像とか目標とかいろいろな言葉が出てくるんですけれども、要はよく分からないということで、簡単に、要するに町としては、どういうふうこれから考えているのかということを知りやすく説明していただきたいということです。

また、この趣旨の中で、ちょっと私、気になる部分がありまして、「持続可能な都市」及び「少子高齢社会・人口減少時代にふさわしい都市」という部分があるんですけれども、「持続可能な都市」と「少子高齢社会・人口減少時代にふさわしい都市」というのは、ちょっと私、結びつかないんです。ここのところも重ねて説明願いたいと思っています。

要は、よく私、町民の方に町は何を考えているんだとか、私、議員をやっていますけれども、その中でよく聞かれる部分があります。そういったときに私はうまく答えられないところがありまして、各論については答えられますけれども、町は何を考えているんだということ、ぶっちゃけ私としても聞きたいなということで、こういう質問をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、1つ目の質問についてお答えいたします。

一宮町都市計画マスタープランでは、10年後を目標とした優先的に取り組む施策として、長生グリーンラインの早期整備などを掲げた広域交通の向上と都市計画道路の効率的整備などの3施策、20年後を目標としたその他の主要な施策として、JR上総一ノ宮駅周辺の整備推進を掲げたJR上総一ノ宮駅周辺地区における交通結節点、町の玄関口としての環境整備の推進などの10施策を、重要度や優先度の高い主要な施策として位置づけております。

施策の中には、いまだ継続中の長生グリーンライン整備事業や既に実現したJR上総一ノ宮駅東口開設事業など、様々な事業がございますが、マスタープランにもあるとおり、今後とも目標の実現に向け、施策効果、緊急性、継続性、他施策への波及効果等の観点から、これ

からも継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、2つ目のご質問についてお答えします。

一宮町都市計画マスタープランは、先ほど小安議員がおっしゃられたように、上位計画である一宮町総合計画の基本理念とまちの将来像を基に策定し、町の土地利用や道路、公園等に関する基本方針を定めたもので、産業や環境、福祉、防災等の計画・施策との連携の下、都市づくり、まちづくりの総合的かつ体系的な指針としての役割を担うものです。

したがって、マスタープランの目標としては、活力あるまちづくりや暮らしやすい都市づくりといったごく抽象的な表現になっておりますが、一宮町で一生暮らし続けることのできるまちづくり、子供から高齢者まで町民一人一人が便利で暮らしやすい都市づくりを目指し、先ほど申しあげました具体的な施策の一つ一つの実現が、この目標達成に資するものになると考えております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 答弁ありがとうございました。

今答弁の中で、子供から高齢者まで町民一人一人が便利で暮らしやすい都市というか、まちづくりを目指しますと答弁ありましたけれども、誠にいいことだと思います。

その答弁の中で、私、考えますけれども、当然、お年寄りの方も安心して暮らしていけるというのも大事ですけれども、その中で、子供からとありますから、まず子供がいなくちゃいけないんですよね。子供が生まれて、ちゃんと育っていくような町にしまさなきゃいけないと私は考えております。

まず、当然、子供さんが生まれるような環境にしまさなきゃいけないんですけれども、暮らすと、生活というものもありますけれども、当然、生活していくためにはお金を稼がなきゃいけないので、経済というのは当然大事でありまして、生活するために経済というものも併せて必要になると思います。

一宮町、今、人口は減少せずそのまま維持しています。家が結構建っていますし、人口自体はそんな増減はないかもしれないですけれども、多分、世帯自体は増えているんじゃないかなと思います。

その原因というのはなぜかと考えると、やっぱり一ノ宮駅ですかね。当然、自然環境がい

いということで、要するに海をはじめとしてですね。プラス、一ノ宮駅というのがあるからだと思います。

何で一ノ宮駅が大事かといいますと、要は経済。要するに東京まで通勤できる。町でいろんな経済活動が発展しまして、どういうことが発展すればいいのかと、農業とか観光とかいろいろありますけれども、できれば経済面というのをもっと活発にしていれば、さっき言ったように、子供さんもいっぱい生まれるという町になるかなと思っています。

そういうことを考えていただけることを希望して、1問目の質問は終わりにいたします。

次に、2問目、農業用水路の維持管理についてということで質問させていただきます。

一宮町には農業用水路がありまして、大きくそれを管理しているというんですか、一宮町には田んぼとか多くありまして、それぞれそれを管理する土地改良区というのが、東部なり西部なり、船頭給地区とか、それぞれ地区ごとに土地改良区があります。

また、現状はそこが管理して、例えば草刈りなり、水路にたまった砂とか泥を除去する作業とかというのは、その組合員さんが行っているのが状況でございます。

私が今回申し上げたいのは、農業用水路といいますが、用水、畑なんかには、田んぼに水を供給する部分と、逆に排水する排水路というのがあるわけなんですけれども、特に排水分につきましては、現在、話はちょっと飛びますけれども、いろいろ新しいお宅が建っております。そういったものに関しましては、当然、生活する上には排水、生活排水なりを出すわけですけれども、そういった部分で、町の生活排水の処理方法としましては、東浪見とか一宮原地区ですか、あと船頭給地区にもあります、農業集落排水というのがあります。

あと、処理方法としては、東野地区にあります集中浄化槽による処理、それとあと個別に、そのお宅お宅で生活排水等を処理していただくという方法が、3つあるわけですけれども、特に個別のお宅それぞれで生活排水を処理してくださいというときには、通常ですと、敷地の前面なり側面なりに側溝というのがあった場合は、そこに接続して排水してくださいというのが基本であると思います。

しかし、そういったものがない場合は、農業用水路に排水する場合があります。そういったことを考えますと、農業用水路と申しますけれども、これは単にそれぞれのお宅さんの生活排水の水路になっていることであります。

ですから、ただ単に農業用というふうには考えないで、町の生活環境というか、それを維持するための一部の施設、一部というか、そういう施設であるということを町として認識していただきたいというふうに考えております。

以上、私の言うことに対しまして町はどういう見解を持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 小安議員のご指摘のとおり、農業用水路が生活排水施設の一部になっているのは事実であります。維持管理は重要であります。現在は、農家の方が草刈り等、維持管理に努めているところですが、同じように生活排水を放流している方々に負担を強いるのは現実的には困難な現状です。

今後、農業用水路の維持管理に関しましては、町、土地改良区等、関係者と調整する必要があると考えます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 再質問はございませんが、今まで、農業用水路の云々かんぬんですと、多分、産業観光課さんが答弁いただくところでありまして、今回、都市環境課の課長さんに答弁いただいた。要するに都市環境の一部であるというふうに認識していただいと私は理解して、私としてはうれしいことでもあります。

また、今、農業用水路について述べさせていただきましたけれども、近年、集中豪雨というんですか、今年も6月、7月暑かったんで、これまたどこかで大雨が降るんだろうなと思って、案の定、私ら一宮町は影響ないですけれども、新潟とかよそでやっぱり大雨降って、最近ですと、よく一宮川が増水しまして、茂原市さんなんか大変なことになって、今それに対して対策を行っていると思います。

これからすごく雨が降って大水が出ることもあるかと思いますが、そういった面において、一宮町には田んぼが結構あります。あれがなかったらどうなるのかなというふうに私考えるんですけれども、町民の方には、そんな生活に影響するようなこともないですけれども、やっぱり増水する部分があって、よく水のことはいろいろ言われます。そういったところで、ここの役場の下にも田んぼがありますけれども、あれがあるからある程度助かっている部分もあると思います。

水路も含めて、水田に関しましても、やっぱり一宮の水害を防止する一つの、施設という言い方は違いますけれども、そういったものだというふうに認識して、これから考えていてもらいたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） 以上で小安博之君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。それでは、私も、質問について3項目、大きくあるんですが、1項目ずつ進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 許します。

○12番（藤乗一由君） それでは、1項目めの質問に入ります。

今後の一宮町の人口予測から、これから長期にわたるまちづくりをどのように進める考えなのか、以下の点についてお伺いいたします。

1つ目としまして、国立社会保障・人口問題研究所による推測データ、これは2017年の発表のデータですが、これによりまして、町の事業や町で作成する各種の資料にも利用されております。この数値と町が持つデータ、そうしたものなどから、現実にかなり近い推測値というのが算出できるというふうに考えられます。

過去の推測データは、実際に近い形で、一宮町の人口減少の幅が非常に少ない状況だということが出ております。むしろ、ここ数年間は予測値よりも多めの状態が続いておりまして、この人口予測をどのように把握し、町としては捉えて、まちづくりに活かそうというところなのかということです。

2つ目としまして、予測されるデータの中から、それに伴いましてどんな問題点があって、課題がどういう状況なのかと、予測されるのかというふうに捉えているかという点。

さらに3つ目に、この問題点に関しまして、それぞれの対策、今後の対応についてお伺いをいたします。

これにつきましては、現実的には、新型コロナの影響によって予測と実態との差が大きく出ているという場面もあるかと考えられます。また、それとは別に、総合戦略もつくられておりますが、10年間という、ある意味有効期間なんですけれども、それが果たして有効なの

かと。10年というのは、考えてみますと非常に短い、あっという間の期間です。計画づくりを、例えば、施設その他を計画づくりをしているうちに、あっという間に過ぎてしまうという時間でもあります。

そうしたことも考えながら、町の方針、考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の人口推計の把握についてのご質問にお答えします。

町の将来人口推計は、自然減少の拡大などを背景に人口減少が継続する見通しとなっており、社人研推計では、8年後の2030年には人口が、一宮の人口ですが1万1,376人となり、また、43年後の2065年には9,672人と1万人を割り込む見通しとなっております。

なお、2030年の減少率でございますが、2015年と対比しましてマイナス3.3%となっており、これは県内の54市町村で16番目、長生郡市内では最も減少率が低くなっております。これらの人口推計を基に、町の人口増加に向けた施策をするとともに、出生率の向上や転入増加、転出抑制などの対策に活用してまいります。

続きまして、2点目の将来的な問題と課題についてというご質問にお答えいたします。

人口予測による人口減少に伴う当町が直面する課題でございますが、子供関係では、核家族化の進行による家庭内の子育て負担増、高齢者関係では世帯の小規模化による介護力の低下、高齢者単独世帯への対応増加、世帯数関係では、地域活動の防災や防犯などの担い手不足、その他としまして、経済、農業などの各分野においても、本町が直面する課題がそれぞれ考えられます。

3点目のこれらそれぞれの対策についてのご質問にお答えします。

それぞれの課題対策として、国の地方創生の基本目標を念頭に置き、課題解決のために、本町が重点的に取り組む戦略を進めてまいります。この戦略は、本年度4月に策定されました第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。

本総合戦略は、一宮町の将来像、重点戦略、基本施策で構成されております。人口ビジョンを踏まえた一宮町の将来を実現していくための取組として、本町が対応していくべき主要な課題を解決するための重点戦略と、分野別に対応していく取組である基本施策を設定しており、この2つのアプローチから導出した取組を両輪で推進していくことで、課題の解決と

本町が目指すべき将来像を実現してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいまお答えいただいた中でも、核家族化によるとか、高齢化によるというような問題点もあるということをおっしゃっていましたが、重なる部分もあるかと思いますが、一宮町の今後の人口予測から、長期にわたるまちづくり、どのように進める考えなのかという点で、特に、もうちょっと細部につきまして、例えば人口変動を、これを町全体として捉える場合には、それほど減らないということですが、地区ごと、年代ごと、あるいは生活環境、これに着目して見た場合に、例えば旧来からの住宅地、市街地ですとか、そうでないところもありますが、そういうところの高齢化と、後継者に当たる、相続される方に当たる人たちが出ていったまま、全く帰ってこないという形での空洞化というのは、非常に顕著です。そうすると、地区ごとにもいろいろな問題が出ておまして、ただいま説明していただいたような戦略、大まかな戦略だけでは何ともならないと。解決につながらない可能性があります。

そうした視点からの人口減少や少子高齢化に関連する現状での問題点をきちんと把握しているのか、どのように把握しているのか、それに対する対策、こういったものはどうなのかという点について、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の再質問2点につきましてお答えしたいと思います。

人口変動の現状としまして、年齢別人口、自然増減、社会増減、合計特殊出生率、年齢別社会移動、児童・生徒数、年齢別社会移動の経年変化などの統計などからも、本町の人口減少は継続する見通しで、先ほど答弁したとおり、様々な分野で将来的な問題と課題がございます。

これらの対策につきましては、先ほど申し上げました総合戦略のことでございますが、総合戦略の進め方としまして、人口ビジョンを踏まえた一宮町の将来を実現していくため、重点戦略の4つの基本目標を掲げております。

オリンピックレガシーとしてのサーフォノミクスの拡大、パワースポット一宮の力の源としての農業と各種産業の拡大、暮らしの充実度を上げるための子育て・教育・文化の推進、暮らしの安全安心を確保するための防災・福祉・医療の増進、これらを進めるとともに、基本施策として、町政全般に関する各分野についての施策展開に取り組み、様々な課題解決を進めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 質問というよりも、ただいまご説明いただいたのは、ほぼ最初の答弁と似たようなものですので、今後の事業展開に当たりまして留意していただきたいことについて申し述べさせていただきたいと思います。

人口減少について、一宮町だけを見るという視点しかない、10年程度の短期間でも大きな変動があります。これで政策を見誤ってしまう可能性がございます。

転入者増が各地区の現状を改善方向に向かわせているのかということ、現実的な場面では、むしろそういったいい影響というのが少ないのが現状です。その点は、各地区の実情を把握していただかないといけないんですけども、先ほどの答弁にもございましたが、核家族化での家庭内の子育ての負担増がある、これは転入してきた方もそうですね。

高齢世帯が増えて介護力の低下があったり、高齢者ばかりの地区が多くなって、地域活動の防災ですとか防犯ですとか、そういった点に問題がある。それから地域の環境整備、こういったことが、もちろん草取りなんかもそうなんですけれども、追いつかないというような問題があるということでした。

これを重点戦略でどのように解決していくのだろうか。現在の政策の延長では、現実的な解決策というのがちょっと見えないです。

また、年代別の変動予測を、町内だけでなく町外にも目を向けると、実情がちょっと変わってきます。例えばJRの利用者数の変動は、一宮町の人口だけに左右されるわけではございません。むしろ周辺自治体の動向に大きく左右されます。

仮にJRの運行便数が大きく減少するというような形になると、一宮町のメリットである都心との連絡の利便性という点が大きく損なわれることとなります。ですから、一宮町だけが町全体の人口減少が緩やかだということだけでは、のんびりしたことは言っていられない

んですね。周辺自治体にも、どんな状況かということをはっきり目を配っていただきたい。それが今後のまちづくりに重要な点だと思います。

1つ例を挙げますと、広域にわたる視点が必要という点で、この人口予測で、例えば16から19歳の長生郡市の人口、これはちょうど高校生ぐらいの年代になります。2015年の実際の人口と比較して、2030年、これは8年後ですね。8年後には35%減少する。3分の2になってしまうという予測になっています。2020年と比べても4分の3というふうに出ています。

当然ながら、高校の規模縮小、統廃合、大きくさらに行われることになります。一宮商業高校も例外ではないと思います。仮に一宮商業高校がなくなったという場合には、1度に数百人分のJR利用者数が突然なくなるということになるんですね。そうすると、それが見えているのであれば当然JRも考えるでしょう。

こういったことにも、一宮だけではどうしようもないわけですが、例えば受験者数が増えるように、町でも何らかのサポートをするというような、政策の中にもそういったことが必要になってくるかもしれません。こういった点を十分考慮して進めていただきたいと思います。

では、2点目の質問に進ませていただきます。

○議長（鶴沢一男君） 藤乗一由君に申し上げます。

一般質問の途中ではありますが、会議開会から1時間が過ぎました。ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時16分。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時16分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、続きまして、2項目めに移らせていただきます。

オリンピックによるサーフィンバブルによる効果、これはあえてそのように言わせていただきます、一見、大変にぎやかなように見えますので。従来から一宮町のメリットと言われているサーフィン環境の優位性、あるいはJRの利便性、その他のメリットと言われる事柄の持続性についてお伺いします。また、それに伴う今後の観光関連や産業振興、こういった方面の方向性についてもお伺いしたいと思います。

4項目お伺いします。

1つ目としまして、今後、長期間にわたる、20年、30年、あるいはそれ以上というスパンの中で、海岸環境の変化と持続性について、町の捉え方、また、それに伴う人や経済への影響をどのように考えているのかという点。

2つ目としまして、海岸環境の変化に対する何らかの対策、こういったものを今現在町として考えているのかという点。

3つ目としまして、オリンピック開催前後から現在までの経済効果、これは将来に向けてということも含まれますが、これをどのように捉えているのかという点です。

4つ目としまして、現在の問題点や課題として捉えている部分をお伺いします。また、長期的な視点での海岸環境の変化と、あるいは不動産開発などの推進による、今後問題点も現れてくると思いますが、それについてどのように考えているのか、方針などがあるのかというようなことについてお伺いいたします。お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 1つ目と2つ目の質問につきましては関連しておりますので、併せてお答えいたします。

近年、一宮海岸、釣ヶ崎海岸は安定した状態が続いております。その他の場所で海岸保全施設が損傷している箇所が見られますけれども、現在、千葉県で修復する計画があり、調整中です。各ヘッドランドについても、損傷が見られた場合、速やかに修復を行っております。千葉県では九十九里地域における海岸の重要性を十分に理解していて、海岸保全に取り組んでくれています。

当町では、今後もこれまで同様の対策を講じることにより、海岸環境が維持されると考えております。よって、海岸環境の変化による直接的な人や経済への影響はないと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、私のほうから3点目と4点目についてお答えさせていただきます。

まず、3点目のオリンピック開催前後から現在までの経済効果というところでございます

が、東京2020オリンピック競技大会が無観客での開催となったことで、観客の消費による直接効果は少なかったものの、オリンピック開催に伴って整備された施設や多くのメディアによる宣伝などにより、知名度は飛躍的に向上いたしました。

また、競技会場決定以降は、海岸部における地価上昇や住宅建設、さらには海沿いを中心にサーフショップやカフェ、レストラン、宿泊施設などの新規開業が進みまして、サーファーの来訪や若い世代の移住が増加し続けていることなどから、今後も経済効果が期待されるところでございます。

続きまして、4点目の現状での問題点や課題としている点でございますが、現在、サーフィン需要を背景にいたしまして、この海沿いを中心として多くのサーファーや観光客が訪れております。しかし、特定エリアだけのものになっていることから、今後は海沿いのサーフストリート周辺だけではなく、町内全域へ波及させる必要があります。そのため、地域の誇る歴史や文化、里山の魅力などを組み合わせた周遊ルートの形成や周知を行いまして、新たな観光需要の獲得を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありましたらお願いいたします。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 答弁いただきましたけれども、全体として、この政策を見ていきますと、サーフィンばかりに頼るといような町の魅力発信、情報発信というように姿にばかり見えるわけですね。今後、いろいろな環境変化もあるということを想定しますと、長期間、20年か30年、あるいはそれ以上ということを十分考えたまちづくり、魅力づくり、そしてその発信をすべきだと思います。

現在、しばらく前から玉前神社の人気も上がってきているようで、それなりに集客もあるようですが、これを十分積極的に利用しているというような状況の政策はあまり見受けられるようには思えません。

また、サーフィン関連以外に町外からの観光客を、今申し上げたようなものも利用し、積極的に誘導するという政策が見られません。里山や歴史、文化という答弁もありましたが、まだ全然そこに触れていないというのが実情です。それについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の町の魅力発信に関する再質問2点についてお答えいたします。

東京2020オリンピック競技大会、世界初のサーフィン競技開催をきっかけに、本町の名前は広く世界中に知れ渡りました。また、オリンピック開催に伴って整備されました施設を含め、知名度などといったレガシーが築られました。今後も、このレガシーを生かした魅力ある情報発信を継続してまいります。

加えて、長期を考えた魅力づくりとして、本町が有する最も基本的な財産としての緑と海と、そしてそこに降り注ぐ太陽の恵みを基本に、町民誰もが本町を愛し、その暮らしの増進に協力し、一生住み続けたい魅力ある町をつくり上げ、その魅力を発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） では、これも1項目めと同様に、今後の政策に関して留意していただきたい点というのを意見として、要望としても申し上げさせていただきます。

ここで私が、なぜこのようなテーマを上げるかといいますと、海岸環境がこれから将来的に現状のような形で安定的に継続すると、そういうふうにはばかりは言えないだろうと考えるからです。

十数年前までは、浜崖がひどく危険な状況でした。これの大きな要因として地盤沈下が挙げられました。そこに至るまでも地盤沈下は実際には徐々に進んでいたわけです。ところが、海岸浸食のスピードがそれに伴って並行して徐々に起こっていたかというところ、そうではなくて、あるとき突然激しくひどい状況になったわけです。地盤沈下とそういう浸食という海岸の環境の大きな変化というのは、必ずしも並行して、きっちり並行して連動して動いてくるわけではないですね。

今現在は、例えば用土の採掘は内陸部にかなり移転したりしているということもあります。ところが、少しずつではありますが地盤沈下は現実には進んでおります。そうすると、あるところで閾値というような部分があって、突然また激しく浸食を始めるというようなことは、当然十分考えられることです。

それに対して、先ほどの答弁にございましたが、県や国は国土を守るという前提で、きちんと工事をしてくれるかもしれませんが、コンクリートの護岸であったり、テトラポットをがらん入れたりとかということに対応するしかないような状況になるかもしれません。県や国としては、波だとかサーフィンのことは、ある意味、国土を守るためには、これは損なわれてもしようがないというようなことになると思います。そうした将来的な不安というのが非常に大きいだろうというふうに考えるわけです。そうすると、レガシーというのがマイナスの意味でのレガシーになってしまう可能性もあるわけです。

これに関して、例えば、今もし施設を造ったりということで、可能であればスケボーパークですとか、BMXができるような複合的なものがあるって、そういう遊べる場所もあって、サーファーだけでない、サーフィンはそんなにやらないけれども遊びに行ってみようというような集客もできるということも必要ですし、町中にと、先ほど申し上げたような旧市街地へ誘導できるような環境づくりが重要だと思います。

町で現在は、海岸の利用というサーフィンのことだけしか考えていないようで、サーファーだけでない誘客、それとサーフィンと相乗効果を生むような誘客と、それが偏った経済効果にならないようなやり方というふうなところも大変重要なはずなんです、なかなかそっちに手が回っていないと。サーフィンに引っ張られる構図だけで、後に何が残るんだろうかということにならないようにしていただきたいと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

3項目めは、地域コミュニティについて、各区や自治会、そういったことについてお伺いしたいと思います。

中長期的な視点で、地域コミュニティの持続的な維持発展のための町の対応、対策についてお伺いします。

今後の人口変動や町の産業構造の変化に伴いまして、将来的に地域コミュニティの大きな変化が想定されます。各区では現在でも様々な問題を抱えております。1点目でもちょっと触れましたが、今後10年あるいは30年、それ以上にわたる中長期的な視点での地域コミュニティの持続的な維持発展のため、町がどのようにか対応、対策をしていただきたいということで、以下の点についてお伺いします。

1つ目は、現状での町内各地区における問題点、これはそれぞれありますが、この把握はきちんとできているのでしょうかということです。一宮は転入者も多くて、児童・生徒数も近隣に比べて安定的なんです、地区ごとにはそれぞれ多くの問題を抱えております。区や

自治会の運営の問題、高齢者の独居の増加、その地区の人の減少、空き家の増加、土地や家屋の管理、空き地ですとかも含めてですけれども、こういった様々な課題が累積して、さらに増加している状況です。そうした現状の把握状況についてお伺いします。

2つ目としまして、現状では、区の構成世帯数や世帯の高齢化、独居世帯の増加などで、かなり近い将来にも区の存続が危ぶまれるというところもございます。行政側でも、そういったことを放置して見ているだけでなく、何らかの支援ですとか、助言ですとか、改善するための、いい方向に進めるための考えあるいは政策というものはあるのか。それぞれの地域を支え、各種の活動も支えてきた仕組み、機能の維持あるいは時代に合ったやり方にするために、それぞれの抱える問題点への対策を町ではどうすべきと考えているのかということについてお伺いします。

3つ目としまして、空き家ですとか未利用の空き地、あるいは空き地になってしまったというような場所、これは環境面で見ただけのそれぞれの地区、地域コミュニティの問題でもあります。それらの管理が不十分となるケースが全国的にも増加傾向のようです。転入者が多く、不動産の動きも活発な状況であるからこそ、生活環境の維持改善ですとか、自然環境の保全に向けて、長期的な視点に立って先手を打って対応の準備をすべきだと考えます。問題が起こるようになってからというのでは、あるいはよそでやるようになってからというのは、むしろ逆だと思います。一宮の場合には動きが大きいわけですから、不動産関係についても。逆に先に先にと先進例になれるぐらいの対応をしていくべきだというふうに考えます。そのために、例えば条例の整備といったことも含めて、今後の適正な管理について町はどのような考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただ今の質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、ただいまの藤乗議員さんのご質問のうち、1、2点目について、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

1点目の現状の把握についてですが、区・自治会への加入率や世帯数の増減など、区・自治会に関することにつきましては総務課のほうで把握しております。また、高齢者の独居の増加率等は福祉健康課、空き家等につきましては都市環境課において、それぞれ担当する課で問題を認識しております。

2点目の区、自治会の運営課題の1つに加入率が低いところがあります。これにつきまし

ては、転入時に住民課窓口で区の加入案内を行い、また、同意を得た転入者につきましては区長へその住所を通知するなど、区への加入を促すサポートを行っております。また、以前には区費の内訳が分かりづらいなどの意見もあったことから、区費の明瞭化について助言も行っております。そのほかにも、世帯数の増加が大きく、分割や合併の相談があった際には、手続などできる範囲でサポートを行っております。

なお、区・自治会は、地域に住む人たちが各種行事を通じ、住民間の連携意識の向上や、地域の課題をお互いが協力して解決し、豊かで住みよいまちづくりを目指す自主的な団体でございませう。町が活動を制約したり、地域の自主性を損なうような指導はすべきでないと思っておりますので、今後も地域が活動しやすいようサポートをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、3点目の質問についてお答えいたします。

近年、全国的に空き家や空き地については増加傾向にあります。一宮町では、特に夏季における空き家や空き地の草刈りの苦情が多く寄せられており、町では、一宮町環境保全条例や一宮町空家等の適切な管理に関する条例に基づき、土地所有者に対して、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、定期的な草刈りや空き家の適正管理など、適正な維持管理をお願いしているところであります。

また、空き家に関しては、今年度から、空き家の利活用を促進することにより、空き家の増加を防ぎ、住宅として供給し、移住定住促進と地域の活性化を図るため、一宮町空き家バンク制度、空き家リフォーム補助金を創設いたしました。

今後も、空き家や空き地の適正管理の指導を徹底するとともに、利活用促進を図ることにより、地域の良好な生活環境の保全に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいま答弁いただきましたが、例えば一番最後の件に関しましては、これまで、例えば宮原の私有地の煙突ですとか、そういった管理の問題というのも取り上げられていたりしてございました。これを、結局のところ現在までの条例なり法令なりというところでカバーしにくいというところがあるわけです。ですから、そういったことも含めてと

ということで、条例の整備なり、土地の管理ということのをベースにしまして、していただくべきではないかなというふうに考えているわけです。

一宮の場合には、2035年頃までは人口減少の幅が非常に少ないというふうにされていますが、現実の状況を見ますと、先ほど来申し上げていますように、旧来の住宅地ですとか、特に市街地などの場合には、もう本当に高齢者ばかりと。それで、実際の空き家になっているようなお宅が非常に多い状況です。

ところが、それは空き家であってもなかなか動きがないと、そういう状況です。これを、どんどん動きが起こるような形であれば、そういった地区でも活気が出てくる可能性は大きくあります。そういった方向になるような政策が必要ではないかということです。

そのときに、現状でどうしても、先ほど来申し上げているような各区の問題点、これは行政としては、各区・自治会等は自治の形で進めてもらうのが当たり前で、これまでもそうしてきたということですが、時代が非常に変わってくるわけです。町がつくる政策には、全体だけを見るのではなくて、こうした細かい部分も見ても対策していただきたい。むしろ、こうした細部に対する対策から取り組んでいかなければいけないのではないかと思います。

地区によっては、50歳以下の方々がほとんどいなくなっていたり、そのことから、各自治会で担うべき役や仕事が進められなくなり、最初の質問の中で答弁いただきましたように、子育て世帯が大変、能力負担ですとか、そういったことが非常に苦しくなっている。高齢者世帯の介護ですとか、そういった問題点、あるいは地域の防災・防犯という問題がありますということでしたが、また民生委員ですとか、地域の状況をきちんと把握して、サポートしてあげられるような役を担っていただけるような方もいなくなってしまうわけです。

本来ですと、各地区のつながり、人のつながりの中で細やかに把握して、対処していくということはできたはずなんですけど、現実には困難になっています。そうしますと行政のほうが1対1で、そういう高齢者ですとか、生活になかなか大変な方に対して対応していかなければいけないということになってしまうわけですから、行政側の負担も非常に大きくなっていく可能性があります。

またあるいは、一時的な解決策ということにもなるかもしれませんが、区の統廃合といったことも考える場面も必要になってくるかと思いますが、これがなかなか難しい。隣り合わせですとかの区の中で話し合いというのがなかなか行われにくいですね。そうしますと、町としても間に入って問題解決の一つの手段として、そういった方向を検討していただくようなサポートの仕方というのも必要だと思います。町の何らかのてこ入れというのがあるべきだ

というふうに考えているんですけれども、こういったことを、町としては、役場としては、それぞれの高齢者のこと、独居世帯のことは分かっても、現状、その地区としてどんな状況なのかというのは分かりません、数字で表せるものしか把握していないと思われまますから。

役場が直接、自治会に、あるいは区に横やりを入れると。言い方は悪いですがけれども、そういったことができないというのであれば、例えば区長会、こういったものを通じていろんな問題点を明らかにしていく。それで話し合ってください。そこで町もサポートするというような方法も考えられますけれども、現状では待ったなしの状況になっているところもあります。速やかな対応を考えていただきたい。

先ほども挙げましたオリンピック効果による一宮町の人気、それから不動産の動きなども大きくて、経済効果の継続も期待されますということですが、今後も安心できるような形でこれが進んでいくとは限りません。

これは、一宮のメリットというのも損なわれる可能性が非常に大きいというのを先の部分でもお話ししましたが、不動産の動きなどが大きい中で、管理に関しても住民が安心して生活可能なように、自然環境や生活環境をよりよい状態で維持できるように法令の面で整備して、これに関しては罰則をどうするかというのは、また別問題として考える必要があるかと思いますが、住民の皆さんにも意識を高く持っていただけるようにということを進めていただくべきではないかと思えます。

町長におかれましても、そうした地区の実情を十分に把握していただきまして、理解していただいて、20年後、30年後といった町全体の将来についても十分に考えていただきたい。現段階ではちょっと分かりにくい点もあるかと思いますが、これに対する感想ですとか、今後に向けたお考えがあるようでしたらば、お答えいただきたいと思えます。

○議長（鵜沢一男君） 藤乗一由君、再質問の趣旨を確認させてください。

区や自治会の今後の在り方について再質問ということによろしいですか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） その地区の問題を中心にして、今後の進め方について、町長の今の時点でのお考えをお伺いしたいということです。

○議長（鵜沢一男君） 分かりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問についてお答えをいたします。

各地区における高齢化あるいは少子化、これは並行して起こっているわけでありましてけれども、そういったことの負の面の影響につきましては、私が、このところコロナで各区になかなか、皆様のお集まりに——お集まりそのものがなかなか行われないうということもありまして、私もお邪魔できないということがありますけれども、それ以前に、多くの区へ皆様のお集まりに参加させていただいたこと、それから、最近でも各区から役員の皆様、役場のほうへお越しいただいて、いろいろ区の実情で、町のほうのサポートをご要望いただくという局面がございます。そうしたお話、あるいは私自身の住んでおります区の中の状況など踏まえまして、具体的なことについては認識を持っているつもりであります。

私の区で、特に私が住んでいる班でありますけれども、古い住宅が空き家でたくさんございましたが、近年、若い方々への住み替わりが次々に起こっておりまして、空き家が大分なくなっただけで、こういう状況で、この方々も区の中へ入っていただいて、班に参加していただいていると。子育て中の若い皆さんですけれども、そういうことが起こっておりまして、どうも状況は個々でかなり様々な濃淡があるようであります。

私といたしましては、藤乗議員のおっしゃるとおり、各地区の具体的様相、これにさらに今後も注意を払ってまいりまして、状況に対する認識を深めていきまして、その中で、住民の皆様のご意向に沿う形で、今後のコミュニティーの存続のよりよい在り方、それに対して行政ができるサポートの在り方も模索していきたいと考えている次第であります。

以上であります。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 質問ではなく、私のほうからの提案というか、要望という形で終わらせていただきたいと思います。

地区の問題は、そうした人の問題だけでなく、先ほど来申し上げているような土地管理といった問題も、地区が広いところではなおさらでございます。それは今後大きな問題となってくる可能性がありますし、今現在でも、その管理がなかなかうまくいかないということで、道路への影響ですとかその他への影響というような、そういう場面も多々あるわけです。その辺のところは担当課のほうでそれなりに承知はしていると思いますが、これもまた地区の問題という形で捉えていただくべきではないかなというふうに思いますので、そういった部分も含めて、それから条例その他の必要性ということを検討していただきたいというふうに

考えて、終わらせていただきます。

○議長（鵜沢一男君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋です。

また私、リアライズについて質問させていただきます。またかと言う方もいらっしゃるかもしれませんが、この問題、非常に分かりやすい問題でして、公金が行方不明になっちゃったんじゃないかという見解のある人もいるぐらい大きな問題ですので、今回、私も1期目の最後の一般質問になるかと思いますが、ぜひご協力、よろしくお願いします。できるだけ時間を短くしたいので、どんどん進めて、イエスカノーの形にできるだけ持っていくので、よろしく願いいたします。

あと、私、6月の議会でリアライズの質問の取下げを行いました。この際、相談をして、その内容がちょっと納得できないので、私からこの質問の取下げをしましたという説明をしたときに、私は相談相手を副町長と発言したそうですが、副議長の間違いでしたので、ここで訂正し、おわびいたします。

それでは、リアライズについて全部で7問ありますので、7問のうちの1個ずつをぜひ丁寧に町民にお知らせしたいので質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢一男君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） まず1番、第三セクターの指針では、議会、町民に説明する義務が記載されています。なぜ町民に説明を町はしないのか教えてください。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の1点目の町民への説明についてのご質問にお答えします。

令和4年3月定例会の大橋議員の再質問でお答えしたとおりでございますが、加えまして、広報いちのみやでも、SUZUMINEの状況や株式会社一宮リアライズの完全民営化についてお知らせを行っておりますので、ご指摘には全く当たりません。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁なのですが、説明というものは、聞くほうが分かって初めて説明というふうになると思うんです。ところが、町民の方々はよく分からないという人が非常に多いんです。だから、分かるような説明をしないと説明に値しないと思いますので、できれば経営責任者も交えた町民説明会等の開催をできないかと、そういう質問をします。答えていただきたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまの再質問にお答えします。

社長を召喚しての説明が必要だというご質問だと思いますが、株式会社一宮リアライズにつきましては、開業以来5期連続の赤字となるほど厳しい経営状況に陥ったのは、国の採択要綱の変更などにより土地造成費等が交付金の対象から外れました。このため、モニタリングハウス事業やサーフィンセンターの早期実現のめどが立たなくなったことが主な原因となっておりますので、町としましては社長の経営責任を追及する考えはございませんので、そういった説明は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） では確認します。町としては、そういう説明会はやる気はないということ、回答でよろしいですね。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） はい。現在のところ、そういった考えはございません。

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君） 2点目、検証のことについて質問します。

令和4年3月定例会で、藤乗議員の検証に対する質問で、町は検証結果というふうに発表していますが、これが検証結果でしょうか。再度答えていただきたい。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、2点目のご質問、検証結果のご質問ですが、令和4年3月定例会で藤乗議員の検証の一般質問に対する町の答弁が検証結果となります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 普通、検証というのは、これだけの事業になりますと、書面等で記録が残るものになると思いますので、そういう書面はありますか。あったらこれを公開していただきたい。今日じゃなくてもいいですから、後で。できますか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、再質問にお答えします。

こちらのほうは、議事録としてホームページ上で公開されていますので、ご覧になれると思います。そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ということは、検証結果という書面はないということですね。このような大きな事業で、しかもこれは、はっきり言って失敗事業というふうに誰もが見られるような事業なので、こういうことが二度と起こらないためには検証が絶対必要です。その検証は次のほうに引き継いでいかなければいけないので、そういう検証した結果の書面等が、引き継ぐものがなければおかしいんですよ。だから、なぜそういうことをしないのか、それを教えてください。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） 地方創生の様々な事業を行ってきておりますが、これについては当然、まず事業の計画を立てまして、国への申請を行って、それを実際に町の中で予算化して、それを実行して、その後に決算を受け、最終的に国まで完了報告をして、一通りの事務的な流れは行ってきておりますし、その結果については、こういった議会の中で議論を

行って、今後はこういうふうにしていきたいということで議論されています。それが議事録として記録されておりますので、そういったところを、今後、検証の、気をつけなければいけないぞということで記録をされているというような、そういったふうに認識しております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をお願いします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 3番目です。まず、内閣府に完了報告書というのを、事業をやる前に出したんですね。そして、平成29年3月31日付で事業完了報告書が内閣府に提出されました。提出書類に写真は添付しましたか。もしあったらそれを、今でなくてもいいですから開示していただきたい。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、ただいまのご質問、2017年3月31日付で国へ提出した完了報告書内の写真の提示のご質問でございますが、2017年3月31日付で事業完了報告を内閣府へ提出しておりますが、提出書類には写真はございません。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 写真は添付しなかったんですね、内閣府の書類には。実は、添付した書類を内閣府に出向いた町民の私のスタッフが入手しているんですよ。ここにちゃんと写真があるんです。これ、一宮町の事業の添付写真だということで公開しています。だから、そうすると誰が写真を出したのかということが、私、非常に問題だと思うんです。

それと、度々私が質問している完成の、町長と町民たちとのやり取りの情報とか、あるいは市場のインターネットの情報によると、足場のかかった状態が31日に残されているんですね、写真が。だけど、内閣府に出た写真は、完全に完成されて、看板までついた写真が掲載されています。そして、総務省のホームページにも同じ写真が掲載されています。これは、国のほうで確かに一宮町から出された写真だということを担当の人が言っている。そうすると、この写真はどうなったのかというところをちょっとお聞きします。教えてください。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、ただいまの内閣府のほうで添付した写真というお話でしたが、ちょっとそれはうちのほうで想定のお返事になりますが、先ほど申しました2017年3月31日の事業完了報告書には、当然、写真は添付の必要がないのでしておりませんが、昨年7月に内閣府のほうから本事業に係る町へ資料の提供依頼がございました。その中にSUZUMINEの改修前と改修後の写真が出ておりますので、それではないかと思われまして、以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） といいますと、後で町が、今、内閣府が持っている写真を出した記憶はあるということですか。再度ちょっとお答えください。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） その内閣府の写真は、私もちょっと確認していないので、今、想定のお返事となりますということで事前に申し上げたとおりなので、そこはちょっと確認しないと、うちのほうも内閣府に照会をかけないと分かりませんので、ここではちょっと答弁は控えさせていただきます。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をお願いいたします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 次、4点目、国の訴訟に関するご質問をします。

一宮町は、リアライズの事業の失敗は、国の方針が変わってしまったので、私どもにとって青天のへきれきであったと町長が発言していますが、これを聞くと、経営失敗は全て国の方針を変えちゃったからというように聞こえるんですね。これ、町民に非常に大きな損害が発生していると私なんかは今見ているんですが、万一これが、町民がこのことによって大きな損害を被った場合に、国に対して訴訟等のことは考えているんでしょうか。答えていただきたい。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、4点目の国への訴訟に関するご質問にお答えします。

ご質問内容は、想定の内容になりますのでお答えしかねますが、国を訴えるような想定は

ございません。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） そもそもこの件は、町が言っていることが二転三転しているんですよね。まず、検証しましたら、平成30年3月の定例会において、元町会議員のく場議員の平成30年の6月議会における質問に対して、当時の総務課長より、モニタリングハウス分譲計画が制度変更ではなく不採択になったという発言をしているんです。そして、同じ年の12月9日の行政報告会においては、当時の企画課長は、申請等しているわけではございませんのというふうに発言しているんです。要するに申請していないんだから、当然不採択にはならないでしょうし、申請していないということは、この時点でこの業務は終了しているということになるんですが、この辺の答弁をお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまの発言の内容が変わっているというような、不採択とかということが変わっているという内容につきましてお答えいたします。

モニタリングハウス事業用地の造成に必要な経費については、内閣府の内諾をいただいた上で、平成28年の9月に地方創生推進交付金実施計画に計上し、内閣府に提出しましたが、平成29年の事業計画を国に提出する直前の平成29年3月に、これを対象外とする旨の連絡がございました。内閣府が土地の造成費用を不採択としたと説明したことは、それを受けて、当時、不採択としたと説明したことがありました。しかしながら、内閣府からの連絡を受け、町が国に提出した平成29年度の事業計画には土地造成関連費用は計上しておらず、不採択という表現は誤解を招くと判断し、その後、企画課長が当時、国の制度変更により土地造成費用が交付金の対象外になったと、より正確な表現を用いることにしたものです。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） そうしますと、申請はしているわけではございませんというのは、これはどういうあれなんですか。それと、この制度が、最初は分譲のお金は国のほうから出し

ますよという内容だったのが、これが出さないよというような形に変わったということで、理解でよろしいですか。その点を教えてください。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、申請の際には、分譲の予算については、出しても、要は採択の条件としては国は認めないということを、事前に内閣府のほうからそういう連絡をいただいたので、平成29年度の事業計画の申請の中では、それは抜いたもので申請しておりますので、そういうことになります。

それと、2点目が、平成28年9月の当初の計画では、それは土地分譲の造成費用というのは採択条件に加わっていましたが。ハード事業はオーケーですよという話だったんですが、平成29年の3月に採択の条件が変わったということで、除外されたということでございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をお願いします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 5番目、平成29年11月の有識者会議で、委員から経営中心メンバーがフェードアウトしているとの質問に対して、町は一宮から外れていくとの発言をしていました。平成29年に既にリアライズを手放すという考えが町にあったのか、まずお尋ねします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、5点目の有識者会議に関するご質問にお答えします。

平成29年11月21日の有識者会議において、質問委員への町の回答の一部で、一宮町から外れていきますとの発言につきましては、発言前後の議事録を整理しますと、町内でのモニタリングハウスの土地が見つからないことや、リノベーションを行う場所はありますが、利益率が薄いので町内での事業展開は難しいことから、株式会社一宮リアライズの経営状況を安定させるため、一宮町以外の他市町村での事業展開を行っていくことについて、こういった表現がされているもので、会社経営を手放すといったことはございません。あわせて、現在もSUZUMINEについては当社が管理運営のほうを行っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 今の答弁に対して、おっと驚くような答弁があったんですが、そもそもこの会社は、一宮町の少子高齢化、人口減少に対する対策として一宮版サーフォノミクスを実施しました。要するに一宮町の発展のために、国のお金を町が申請して、町のためにこの事業をやるというのが主たる目的だったんですね。要するに、この事業を他の市町村で行うという考えが出てきたというのは、私、びっくりなんですけれども、町のために、町のお金を、町民の血税も出資して、それで事業展開するはずだったのが、よその町でやるということ、なぜこういう考えになったのか、私も非常に不思議な状況なので、ぜひこの説明をお願いしたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 答弁をお願いします。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、ただいまの再質問にお答えします。

当然、株式会社一宮リアライズにつきましては、当初、第三セクターとして一宮町もこれに加わって、一宮町の地方創生事業を推進していくために、事業計画を立てて進める予定で進んでおりましたが、これまでも何度もお話ししたとおり、3つの大きな事業のうち、2つの事業がなかなか進まなかったというところで、とはいえ、SUZUMINEのほうは、リベーションのほうは完成しておりました。

それを会社としては運営していかなきゃいけない状況の中で、当然、町内で新たなお試し住宅の違うところが、ほかの町有地を探したりとか、そういったところがないかということも、町も一緒になって考えて提案したりとか、協議したりとかも行ってありますし、いろんな違う展開ができないかということで話した中で、先ほども話したとおり、町内ではなかなか事業展開できるような、利益が上がるようなところがないということで、これだと会社存続自体がもう厳しくなってしまうよというところから、この地域の周りにもう少し展開した上で広げていこうかと。

将来的には、一宮リアライズは、一宮をもちろん拠点として地域全体、この近隣地域の全てまちおこしをしていくというような、そういう大きな目的がございましたので、経営のため、経営運営のため、会社の存続のため、致し方なくそういった展開もしなきゃいけないというところで、他市町村での展開という話が出てきたというふう聞いております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 今の答弁、ちょっと苦しい答弁と思います。これ、他の町村のために事業をやるようになってしまって、こういう考えは非常に一宮町としてあってはならない考えだと思いますよ。だから、こういう考え方を、そもそも計画がきちんとできていなかったから、こんなになっちゃったんじゃないですか。こういうことは今後の問題も大きくあるので、もう一度考えて行動する、そういう責任があると思います。再度私は検証の話をしているんですが、検証をすべきだと。そして、町民が納得していないので町民に十分な説明が必要じゃないかと。その2点を再度ここでどうするか、もう一度答えていただきたい。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまの再々質問にお答えします。

事業計画の内容と説明の質問でございますが、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をお願いします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 今の答弁はちょっと不服なんですけど、次へ行きます。

6点目、SUZUMINEのテナントは目的外使用を行っているが、3月議会で私の質問に、内閣府と連絡を取りながら行っているので問題がないと町は答弁しました。

県の担当者にSUZUMINEのテナントの件で連絡したところ、SUZUMINEは譲渡前も譲渡後も目的外使用しているのであれば、それは違法だと、そういう回答がありました。総務省のホームページでは、SUZUMINEのテナント募集があり、IT関連及びサーバー関連である。現在も目的外使用しているが、町の見解を伺う。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

答弁を求めますが、答弁者は簡潔に答弁をお願いします。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、6点目のご質問、SUZUMINEの目的外使用に関するご質問にお答えします。

ただいま質問にありました総務省のホームページのお試しサテライトオフィスの取組団体の紹介で、お試し勤務スペースとしてSUZUMINEが紹介されております。案内の中で、希望職種としてIT系・サーフィン系、その他と表記されているもので、入居職種を限定するものではございませんので、目的外使用には当たりません。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 私が県に確認しましたら、町は原則、国と連絡は直に取らない、そういう回答を得ました。そして内閣府も確認しました。県がそのように言っているのであればそうであるでしょうと、そういう回答でした。

そして、目的外使用の件ですが、県に確認しましたら、譲渡前、譲渡後も申請書と違うのであれば目的外使用ということになりますよと。よって、現在も目的外使用となっておりますが、もし内閣府と直接やり取りをしたとのことでしたら、当然、役場の仕事ですので、文書のやり取りが記録として残っているはずで、書類等が当然あるのであれば、後日でも結構ですのでそれを提示してください。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまの質問にお答えします。

まず、内閣府とのやり取りというのは、書面等は残っておりません。

それで、目的外使用ではないというところは、これまでも説明しておりますが、再度お答えさせていただきます。

SUZUMINEの所有者と株式会社一宮リアライズは、定期建物貸借契約を結んでおります。契約書の特記事項には、借主は貸主の承諾を得ることなく本物件の全部または一部を第三者に転貸することができるものとする記載されていると聞いております。それで、契約者との間でリアライズは転貸に関する合意書を締結、契約者と転貸を受けている事業者との間では転貸契約が締結されており、問題はないと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） じゃ書類はまずないんですね。そういう書類はないんですね。

私が言っているのは、国と町の問題を言っているんです。国に対して町が申請しているんですね。その申請した内容とやっている内容が違うよと、これは目的外じゃないですかと、そういうことを言っているんですよ。だから、その辺について再度お答えください。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） 事業計画では、確かにそういったサーフィン関係とかIT企業さんとかということで、それはできればということで理想的に、こういった計画を立てて、そういった方々にも入ってもらって、先ほど申し上げたとおり、町の中を回遊していただくという目的がございましたが、実際に開業したところ、なかなか入る方が見つからなかったりしましたので、基本的には、別にそういった方じゃなくても、ああいうテナントというのは入れられるようになっていきますので、法規上問題があるようなところでなければ、基本的に貸さないと経営自体が成り立ちませんので、貸しているというところがございますので、特にこれは内閣府に確認する必要はない事案だというふうに考えております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 6番の回答が終わりました。

大橋照雄君に申し上げます。質問の途中ではありますが、昼食のため、ここで休憩いたします。

会議再開は13時です。

休憩 午前11時19分

再開 午後1時00分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 引き続きやらせてもらいます。

7番から始めます。7番、古民家改修予算3,000万円に対し、約1,000万円が市街地調査に使われました。令和3年12月定例会で、企画課長は市街地調査は役場の臨時職員が行ったと答弁しています。役場の臨時職員が行ったのであれば、町から交付金1,000万円の支払いは発生しないはずなんですが、もしほかの業者が同時にやっているのであれば、その業者が行った明細を提示してください。あるでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の7点目の市街地調査の明細についてのご質問にお答えします。

町では、平成28年度に、一宮町中心市街地調査計画書策定業務を株式会社一宮リアライズへ委託しております。

主な業務内容としまして、総合戦略、地域再生計画、統計データから見た一宮町の現状整理、商店街ヒアリング調査、通行量調査、空き家調査などの実態調査、基本構想の立案、屋根下のカーゴ、リノベーションの実例、空き家企画教室の開催、リアルローカルのサイト開設、まちなか原っぱ実証実験、一宮保育所リノベーションの具体的な事業の実施であり、これらの業務明細につきましては、本業務委託の成果品である報告書に記載されております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 調査書の報告書ですと、明細、要するにどこの部分で幾ら使ったかという明細が分からないんですね。だからその点が知りたいんです。

それで、私がもう一つお尋ねしているのは、もしどこかの業者に委託したのであれば、その業者の請求書あるいは領収書があるはずですので、そういうのがあるかどうかをお尋ねしたいんです。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） 本委託業務に係ります、町のほうとしまして契約、株式会社一宮リアライズとの契約書に基づきまして委託を発注したわけです。それに対する成果品としてありますので、明細とかというのは、どこに幾らかかった費用というものは、町のほうにはございません。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁ですと、町のほうでは何に幾ら使ったかは分からないと。それで、これは一宮リアライズだけで仕事をやったというふうに私は受け取ったので、そうすると仕事の原価がゼロで100%収入という形になると思いますので、その辺があると赤字にならないんじゃないかと。要するに800万円、初期に赤字になっているんですけども、この赤字が発生しないんじゃないかという考えがあります。

それから、投資目的から外れ、テナントが入りにくいところなら、調査する前にもう結論が出ていないかと、そういうこともあります。そして何よりも、こういう調査で1,000万円のお金が出るというのは非常に異常だと。これはいろんな方々の意見がそういうふうになっていますので、もし町がこれを正常だという考えであれば、正常なんですよというふうに答えていただければいいです。

そして、調査結果がよかったから事業を行ったんですよね。そういうことになりますよね。ところが、やったら4期連続赤字、3期連続債務超過、これ、調査結果と全く違う結果が出ちゃっていますので、その辺は非常に問題があるんじゃないかと。この調査結果からすると、この調査をやる必要があったのか、1,000万円もかけてやる必要があったのか、そういうところの答えもぜひ答えてください。

最後なので、町長、一言答弁いただければよろしいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） まず、この調査の費用が高過ぎるというお話ではありますが、先ほど申しあげました業務を全てやっております、これは適正な業務費用だというふうに認識しております。

また、その調査の結果が経営のほうに、赤字になっているじゃないかというお話もありましたが、この調査は、今ある町なかの市街地の空き家とかをリノベーションして活気づけようと、拠点をつくろうというところで調査を行っているものなので、そこで経営状態の試算までしているかという、そこまでの試算はしていないというものでございますので、この辺でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いします。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 答弁が不十分なんですけれども、私も質問がいろいろありますので次に移ります。残念ながら町長の答弁はいただけなかったということ。

2番目、国は2050年カーボンニュートラルを決めました。あと7年後に、CO₂削減約50%を町はやらなければいけないような状況になると思います。その準備計画はできていますか。

町は、現在、何トン排出して、どの課がどんな方法で、いつまでに、どれだけ削減する計画なのかを簡単に説明してください。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、お答えします。

町の事務及び事業における二酸化炭素の排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し算出いたします。令和2年度の排出量は883.691トンでした。

当町では、令和3年4月に第3次一宮町地球温暖化対策実行計画を策定し、町の事務及び事業に関し、自らが事業者・消費者として二酸化炭素の排出抑制等の取組を実施することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けて自主的な取組を推進しております。

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画であり、数値目標としては、令和元年度排出量比で令和7年までに約5%、46.399トンの削減を目標としております。

どの課がという特定はしていませんが、電気使用量の削減、燃料使用量の削減、物品等の省エネタイプのものへの新規、更新、施設の新築・改築時の環境に配慮した工法等の選定に努め、目標達成を目指しております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁で、まず883トンが、これは町全体だと思うんですけども排出されていますよと。

それで、今の答弁ですと、庁舎、要するに役場の関係だけで令和7年までに5%という答えがあるんですけども、私は国全体で、要するに46%削減するという宣言をしていますの

で、町全体でこういう削減をしなきゃいけないという計画がつかれないと、これはおかしいんじゃないかというのが私の言い分です。

そして、カーボンニュートラルの宣言が、最近、各市町村で始まっています。一宮町はこのカーボンニュートラル宣言をいつ頃やるのか、それもちょっとお尋ねしたい。

以上2点、お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 先ほどの答弁で述べました883.691トンは、庁舎の事務及び事業における二酸化炭素の排出量でございます。町全体ではございません。

それから、カーボンシィゼロ宣言についても、今のところまだ考えておりませんが、宣言することも視野に入れながら、さらなるCO₂削減に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） まだいろいろ計画はないということで、聞いた範囲では、883トンは、これは町の役場の関係だけということでしたね。そうすると町全体では、今出せと言っても難しいでしょうから、それに向かって国がやるということは、市町村も当然やらなきゃいけないという、そういう考えの下に至急事業計画をして、どこで何%出しているかを確認して、いつまでにどういうふうに削減しようかという作戦がもう今からできていないと、行政運営上非常にマイナスになると思いますので、その辺をぜひ私は求めます。

じゃ、次に行きます。3番、避難所計画について。

令和2年12月定例会で、避難所の収容人数について私は質問しました。水害等で800人、津波で600人との答弁があった。これでは、人口1万2,000人の町としては非常に足りないと思う町は自覚していると思いますが、その後の検討で、どこに何人増やす計画なのかを伺います。

また、町長の「現場主義に徹する」からすると、町民の方々の声を集約していると思いますので、町民の方々からどういうふうな声が出ているのか、それを公開していただきたい。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、ただいまの大橋議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

前回ご質問をいただいた後に、ホテル一宮シーサイドオーツカ、ホテルくじゅうくりと、指定避難所だけでは収容できないときの受入れ先、また、停電時の入浴施設等の協定を新たに締結をいたしました。

また、避難所が不足するような大規模災害等であれば、一宮商業高校の体育館を避難所にすることや、町教育委員会とも連携を図り、各学校の特別教室棟や、場合によっては普通教室などの開放も検討してまいります。

さらには、町内施設だけでは対応できないような場合には、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を活用し、町外等への避難も検討してまいります。

なお、災害時の避難先は、指定避難所にこだわらず、安全な地域にお住まいの親戚や知人宅への避難も一つの方法であると思いますので、町民の皆様におかれましては、避難先を検討する際の一つに加えていただければ幸いです。

町民の方々のアンケートにつきましては、令和3年6月に、海岸部の支援を要する方々を対象にアンケートを行いました。これにつきましては、ご希望であれば可能な範囲で公開は可能でございます。

質問に対する答弁は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 今のご答弁ですと、具体的にどこに何人ぐらいということが、まだ計画のうちに入っていないみたいですので、計画というのは、そこまで立てておいて、でも計画どおりいかないということが往々にしてありますので、そうなった場合にどうするんだというところまでが私は計画だと思いますので、ぜひ一層の町の計画に対する取組を引き続き要望します。

次、4番目に移ります。4番目、町職員のコロナ感染状況について。

これは、町民の方から何人かから、町の職員が結構かかっちゃっているんじゃないかという話を聞いていましたので、これをちょっとお尋ねします。新聞でも、一宮町職員の名前で、2人とか何人とかとぼろぼろ出てきているんですね。だから、結構な人数がかかっちゃって

いるのかなと。

それで、町民を守るプロの皆さんがかかっちゃうと、要するにお医者さんのところでもそうなんですけれども、看護師さんとかお医者さんが感染しちゃうと、その機能が全部なくなっちゃって本来の働きができなくなる。だから、ぜひプロ意識を持って、できるだけ感染しないような努力をしてほしいと。

そういうことで、まず庁舎の中でも、いすみ市あたりでは非常に先にいったことをやっています、オゾン発生器を導入したと。それから、消防署のほうにもオゾン発生器を入れたと。それから、公民館系あるいは人がいっぱい集まる場所にも導入したという話を聞いております。一宮町も、その辺の考えも考慮したそういう取組をやっているかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第7波は大変感染力が強く、町職員にも感染者が出ている状況であり、感染が確認された場合には、町ホームページにて公表を行っております。この感染経路につきましては、庁舎内での感染が疑われるものは確認できませんでしたので、家庭内感染などプライベートによるものと思われれます。

庁舎内での感染対策といたしましては、玄関や職員通用口での検温、マスクの着用、手指消毒の徹底、毎朝の庁舎の消毒、各課のカウンターや食堂にはパーティションを設置し、来客用の待合の椅子は1つ置きにして間隔を空けております。また、申請書記入用のボールペンは消毒済みと使用済みに分けるほか、役場内の換気の徹底を行っている状況でございます。

また、万が一、多数の職員が感染した場合には、行政サービスの維持体制を確保するために、本年2月に策定いたしました一宮町業務継続計画の感染症対策編に則り対応してまいりたいと考えております。

また、オゾン発生装置というお話がございましたので、そちらのほうにつきましてもご答弁させていただきます。庁舎や公共施設の感染対策にオゾン発生装置の導入ということによるしいですね。

オゾンには、確かに新型コロナウイルスを抑制する効果が示されております。しかし、高濃度による人体への影響、それから、人体に影響のない低濃度による抑制効果などについて

は、いろいろな解釈がまだあるようでございます。そのような状況でございますので、今現在、積極的に推奨はされていないというふうに理解しております。

今回の貴重なご意見につきましては、今後、十分に見極めた中で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 今後ぜひ、光触媒とか紫外線方式等もありますので、どれが一番優れているのか、これは国で認可も出ているやつがあるそうです。ぜひ調べて、東京消防庁ではオゾン発生器を消防車に導入しているという話を聞いています。

それから、最近新聞で、特に一宮町の職員のほかに、長生郡市の消防署員が感染したというのがちょっと目につくので、これはなぜ長生郡市だけ多く出ているのかなというのもちよっと疑問に思ったので、その辺ももし、この場でどうかという、質問の中に入っていなかったもので、ただ関連があるかもしれないので、ぜひ調べて万全の対応をしてほしいと、そういう要望でございます。

以上、終わりです。

○議長（鵜沢一男君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 私は、2点ほど質問させていただきます。

1点目、長生グリーンライン・南総一宮線の整備促進についてでございます。

この2つの道路整備に関しては、これまでも私を含めた多数の議員から質問がなされております。そして、隣の睦沢町は何十年か前から道路用地を確保しております。そのような皆さんが本当に待っております道路でございますので、どのようになっているか、現在の状況とか今後の見通しを伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、志田議員のご質問にお答えいたします。

まず、長生グリーンラインについてです。

去る7月30日に関係自治区に向けた住民説明会が開催されました。その中で、長南町千田から長南町坂本までの2.2キロメートルは令和2年5月までに供用し、長南町坂本から茂原市台田までの区間2.5キロメートルは令和5年度の供用を目指し進めており、さらに、茂原市台田から茂原市三ヶ谷までの2.5キロメートルは鋭意整備中となっているとの説明が県からありました。この説明会では、その先、睦沢町、一宮町の計画ルートが示されました。また、今後の事業の進め方ということで、関係機関協議等を行い、再度住民説明会、その後、境界立会いを行い、用地交渉、工事、供用という流れになるとのことでした。

次に、南総一宮線についてです。

こちらは、6月議会で小関議員の質問に答えたとおりですが、事業延長1.1キロメートルのうち、残る事業区間の0.7キロメートルについては約8割の用地買収が完了しているが、共有地を含む難航箇所の用地交渉に時間を要している状況と聞いております。

引き続き、難航箇所の用地交渉を進めるとともに、昨年度見直した国道128号との交差点の設計について、今年度交通管理者と協議を行い、今後、交差点付近の用地交渉にも着手していくとのございます。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 再質問ではございませんが、私も20年間、議員としてお世話になってきて、この道路に関しては非常に関心を持って、できれば在任中に南総一宮線が開通することを本当に願っておりました。

馬淵町長が町長になったときにも、ぜひこの道路を何とかして、私の友人も、町のためにということで早く土地を売って移住された方とか、それから同級生も、これ40年もたっているので何とかしろよと言って翌日亡くなってしまった。遺言だと思って、私も頑張っているとお願ひしてまいりましたけれども、そのときに町長さんに、こういう思いはどうやって受け止めておられますかと言ったときに、町長も、分かりました、頑張りますということをおっしゃってくださいましたので、どうか、議員の在任中に開通ができませんでしたけれ

ども、これから皆さんと、それから町と一緒にあって、ぜひ早く開通できるようにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問にさせていただきます。オリンピックのレガシーについてです。

東京2020オリンピック大会サーフィン競技が釣ヶ崎海岸で開催されたことは、とても素晴らしいことだったと思います。ただ、残念なことは、競技は無観客で行われたが、町としては念願であった上総一ノ宮駅東口の開設や、釣ヶ崎海岸には1ヘクタールの自然公園が設置され、オリンピック開催による効果でオリンピックレガシーとして整備が図られました。

町では、このほかのオリンピックレガシーとして、釣ヶ崎海岸に設置したモニュメントや子供たちによる絵画の装飾について、その内容などについて、それから経緯などについてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、志田議員のモニュメントと子供たちの絵画のご質問についてお答えいたします。

東京2020オリンピック競技大会サーフィン競技の開催を記念して、サーフィン競技初の会場となった釣ヶ崎海岸にモニュメントを設置しました。

設置までの経緯でございますが、令和3年11月にモニュメントのアイデアを公募したところ、39名のご応募がございました。

令和4年2月にはモニュメントの設計、製作、設置工事などを業務内容とした企画提案募集を行ったところ、7業者の応募があり、選定委員会に諮り、大塚オーミ陶業株式会社が選定されました。デザインに当たっては、ご応募いただいた皆様のアイデアを参考に考案されております。

令和4年7月末に設置が完了し、先ほど町長からの行政報告がございましたとおり、8月2日にはモニュメントの除幕式が釣ヶ崎海岸で行われ、ニュースや新聞などで紹介されております。

次に、ステラ釣ヶ崎へ絵画を装飾するメモリアルアート事業です。

釣ヶ崎海岸で行われましたサーフィン競技は、無観客での開催となり、オリ・パラ教育の集大成とも言える学校観戦も中止となりました。そのため、子供たちは地元で開催されたオリンピックを体験する機会がなくなり、貴重な経験を得ることができなくなってしまいました。

た。

本事業は、オリンピックサーフィン競技が行われた釣ヶ崎海岸で、大会会場の施設として使用されたステラ釣ヶ崎の外壁に飾る絵画を子供たちに制作してもらうことで、オリンピックの思い出、心のレガシーをつくることを目的に実施するものです。

町内の小学校、中学校、高等学校と特別支援学校の5校が参加し、制作に当たっては、千葉県塗装工業会の指導、協力をいただき、今年度中の完成を予定しております。

こうした取組により、オリンピック会場跡地であることを後世に伝えるとともに、町のランドマークとしての誘客の向上を図ります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 再質問ではございませんが、要望として、会場を実際に見ている方が町にもおられると思いますので、ぜひその方たちにお話をさせていただくことを考えていただけませんか。

例えば、学校とか町の講演会などを開催して、語り部として皆さんに報告していただければと思います。そして、町である程度使用許可された写真等もあるということでございますので、その機会に皆さんに見ていただくことも、レガシーとして大事なことだと思います。やはり語り継ぐということは、何か物があればより鮮明に分かると思いますので、本当に町の職員の方たちも一生懸命で、どんなふうにして伝えていこうかということで頑張ってくださいはおりますが、どうか住民の方たちからもいろいろな知恵だとか、そういうふうな、24町歩に、30人の選手が一生懸命でやったんですけれども、その中でも、サーフィン博物館だとか、それから本部だとか、選手の着替えとか、そういうところ、みんなすばらしいのが建っていたんですよ。一夜にして不夜城のようなものが建ったんですけれども、もう終わった後には何も残っていません。でも、そういうものを何とか後世にも伝えていけたら思っておりますので、どうかその辺のところもお考えになっていただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、7番、袴田 忍君の一般質問を行います。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 私も2問ございますが、1問ずつ区切ってさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） お願いします。

○7番（袴田 忍君） 1問目に入ります。町での新型コロナウイルスの感染状況と対策についてという形で質問に立たせていただきました。

新型コロナウイルスの第7波は、過去最多の感染者と死者数をもたらす大流行となっています。当町も、新聞報道で分かるように、感染者数は1,600人を超え、8人に1人が感染しているような状況でございます。

そこで伺います。

1点目、現在の死亡者数と自宅療養者、これは重症患者ですね、数はどれくらいか。この人数について町のホームページになぜ掲載していないのか伺います。

2点目、第7波以降の役場内での職員の感染実態はどれくらいあり、業務に支障はなかったのか。また、感染拡大を防ぐためにどのような対策を行っているのかお伺いします。

3点目、医療機関の逼迫により自宅療養せざるを得ない人が増えていると聞きます。隣のいすみ市では、買物やごみ出し、生鮮食料品を含む生活用品の宅配など、自宅療養者のサポートを行っていると聞いています。このような対応ができれば自宅療養者は本当に助かると思いますが、町はなぜ対応できないのかお伺いします。

4点目、いすみ市では、感染者の早期発見、早期治療のため、検査費用の助成、検査キットの配布を行っています。町でも感染拡大を防ぐために一日も早く実施すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

まずはこの4点、お願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、袴田議員のご質問について、私からは1点目、3点目及び4点目についてお答えいたします。

初めに、1点目の自宅療養者の数について、町では週に一度、県から情報提供を受けており、その数は9月8日時点で27名でございます。

また、ご逝去された方の数は、個人情報保護の観点から市町村別には提供されておりませんので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

なお、感染者の発生と療養状況について、町では県からの情報を基に、適時適切にホームページで公表しております。

次に、3点目の自宅療養者へのサポートは、実施主体である県により、希望者への配食や健康相談等の各種サポートが、強化の上、提供されており、過去最高の感染拡大となった第7波の状況下においても一定の成果を上げております。一方で、県による配食は申込みから到着まで3日程度かかるため、町では、この空白期間の支援等について、今後の感染再拡大にも備え、検討を進めてまいります。

最後に、4点目の抗原検査キット配布等の支援について、町内では、複数の医療機関がPCR等の検査を実施しているほか、県による抗原検査キットの無料配布も行われているため、検査については十分な体制が整っているものと認識しております。そのため、町による抗原検査キットの配布は現在のところ考えておりません。

なお、検査費用の助成につきましては、その必要性を含め、慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 袴田議員さんの2点目の職員の感染状況について、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

職員の感染実態とのことですが、第7波以降の7月1日から8月31日までの2か月間で25人の職員が感染をいたしました。

また、業務に支障はなかったのかとのことですが、一部の課において療養者が多くなったことから、他課の職員が応援に回った事業もありましたが、大きな支障はなかったものと認識しております。

次に、感染対策につきましては、先ほどの大橋議員への答弁と重複いたしますが、庁舎での検温、マスクの着用、手指消毒の徹底、毎朝の庁舎の消毒、職場内の換気など、感染対策を行っております。

役場を利用される皆様が安心してご利用できるよう、今後も引き続き感染防止対策を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 再質問をお願いいたします。

4点ほどございますが、1点は森課長のほうにお願いしたいと思います。あとは、首長であります町長にお聞きしたい点が3点ほどありますので、お願いいたします。

まず1点目でございます。これは1番目の質問でございます。感染者の情報をホームページで公表しているとのことですが、いつ頃から公表しているのでしょうかということが再質問の1点目です。

次に、町長にお願いをしたいんですが、よろしくをお願いします。

先ほどの諸岡課長からの報告で、町の職員さんが25人感染したということでした。やはり役場の職員さんの中で、この数からいいますと非常に多いのかなと私は思いました。私の手元に、福祉健康課の感染対策係からまとめた感染状況の資料が一部ここにあります。やはり若い人の感染の多いこと、そしてまた、夏休みに入り、その行事等から人数が増えていること、こういうことからやはり役場の職員さんも感染が広まっているのではないかと、そういう状況も把握しております。

役場は町民が一番利用する公共施設であります。それを考えますと、役場にクラスター、クラスターに近い状態が発生したという重大な事実を、私たち町民は知らないでいるということがあります。警戒と感染防止を呼びかけるべきであることを町長には示してほしいと私は思いました。町長の見解をお願いしたいと思います。

また、再発防止のためにどのような対策を役場内で実施したのか、併せて伺いたいと思います。

それから、あと2点あります。これは3番に関連する件でございます。

自宅療養者に対して、町が健康観察や生活支援をするときは、県が持っている個人情報を町に提供するという協定が昨年9月に町と県の間で締結されています。ここに、この前その協定書を頂きました。県による配食は申込みから到着まで3日間かかるということですし、生鮮食品など配達されていません。生活に必要な買い出しやごみ出し、困っている方もいます。この協定書を利用して、一日も早く支援できるよう強くお願いしたいと思います。町長の見解をお伺いします。

最後に、今回、第7波の感染拡大を踏まえ、町長として、今後の感染拡大等を見据えた対策等の考えはあるのかお伺いします。

この4点でございます。以上です。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、私からは再質問の1点目についてお答えさせていただきます。

感染者の情報をホームページで公表開始した時期であります。まず感染者の発生情報は、町内1例目の感染者が確認されました令和2年4月から、また、入院や自宅療養といった感染者の状況内訳につきましては、第5波の影響により町内での感染者が連日発表されました昨年令和3年8月から、それぞれ公表しております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の再質問2、3、4についてお答えを申し上げます。

まず、役場における職員の皆さんの感染状況について、ある程度の方が感染なさったときに、これを特別な形で町の皆さんに発表を申し上げることをしなかったのはどういうことかというご質問でありますけれども、これにつきましては、先ほど総務課長からも答弁申し上げたとおりなんであります。感染された職員の皆さんの感染状況というものを私どもなりに調査した結果、これはそれぞれの個人的な、役所の業務の中での感染拡大ではなくて、業務を離れた後でのそれぞれの個人としての行動の中で感染拡大したということでございましたので、保健所のほうもこれはクラスターとは認定をいたしておりません。そこで、私どもといたしましては、これを特別な形で町民の皆様にお知らせするという事はしなかったということでもあります。

ただ、先ほどもご指摘いただいたとおり、そうした事態が確認されましたときには、直ちに、一宮町の職員の皆さんが感染したということで、ホームページ上にその事実を報告させていただいた次第であります。

その後、どのような対策をとということでもありますけれども、基本的に業務以外の状況の中での感染拡大でございましたので、私どもとしては、さらに一般的な、マスクをする、手をよく消毒する、換気を確保する、対人的な距離を確保する、この4つを軸に、さらに一層の感染防止の徹底をそれぞれに気をつけていただくということで、総務課などを通じて皆さんに指示をいたしたところでございます。

それから、3つ目でございます。在宅の療養者の皆様に対して、県と協定を結ばせていた

できました。ここで、いすみ市の例に倣って、生活に必要な生鮮食料品の提供あるいはごみ出しなど、そうしたことをお手伝いするのが必要ではないかということでもあります。

私ども、今のところ行っていないんですけれども、基本的には私どもとしては、町民の皆様が実際にお困りになっていらっしゃることを軸に考えたいというふうに思っております。膨大な方が私どもの町でも自宅のご療養に入られたんですけれども、私どもの町のほうへ寄せていただいたご要望といたしましては、今ご指摘いただいて、また課長からも答弁申し上げました県の配食サービスが、自宅療養の皆様に応じ始めて始まるまでがタイムブランクがある、このところが大変お困りだということでもあります。こちらについては、複数の方々からお声をいただいております、私ども第8波に向けて、これを手当てを差し上げようよというふうに考えているところであります。

ただ、生鮮食料品などにつきましては、今のところ私どものほうへは、そうした切実なご要望をいただいております。いろいろと私どもとして考えておりますのは、今回、ご家族で感染されるという方が非常に多かったということがございます。それで、ご高齢の一人あるいは少数でお暮らしのご家庭には、侵入はほとんど見られません。そういった状況も、私どものほうへご要望いただけないことにかかるのかなと思っております。

そうしますと、ご家族が大勢いらっしゃる場合は、どなたかが、感染していらっしゃるければお買物においでになれると、多分そういうような背景があって、今のところ私ども町のほうへはご要望いただけないのかなと思っておりますが、今後の状況を見極めて、ここは的確に対応してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

それから、4つ目でございます。今回の感染拡大を踏まえて、町としてどのような方策を、さらにこの後やってくるであろう感染拡大に対して対策を取るかということでもありますけれども、オミクロン株による第6波、第7波の経験を踏まえて申し上げますと、私の今の認識といたしましては、今後のまた拡大期に最も必要なこととしましては、医療崩壊を防ぎ、必要な方に必要な医療ケアを差し上げられるような体制を維持していくこと、それが一番大事なのではないかと考えております。

具体的には、第6波、第7波では、無症状の方あるいはごく軽症状の方、現在、医療機関によるケアを必要とご本人がお感じない方の検査も医療機関で主に行うということがありまして、私どもの地区では医療機関に負荷が非常にかかりました。これがもしさらに拡大しますと、コロナ以外の疾病への治療にも差し支える、医療崩壊という、そういった状況につながる可能性がございました。

そこまでいかないで、今、第7波が少し停頓ぎみでございますけれども、私が今後必要なこととして考えておりますのは、無症状の方あるいはごく軽症状でいらっしゃる、現在、直ちに医療機関によるケアを必要とはお感じではない皆さん、そういう方々については、検査の場を検査センターとして病院とは別に確保して、この機能が感染拡大のピークにも劣化しないできちんと維持できるように、そういうことを確保していくことで、医療機関のほうへ大量検査の負荷がかからないようにしていく、それによって医療機関が医療ケアを必要な方に的確に差し上げられるような状況を維持していくこと、これが私どもにとって一番、次の感染拡大期に向けて必要なことかと考えております。

その点、これは町が感染の諸対策の主体ではございませんので、県のほうへ私からは要望を差し上げてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 町長、森課長ありがとうございます。

要望でございます。今、コロナ感染症、今年は猛威を振るってこういう状況であります。やはり町民は不安を抱えていることだと私は思っております。しかし、一宮町は他町村とは違います。町としてできること、これは先ほど、今後のことで町長のほうも、医療ケアの充実というような方向にも進んでもらえるという話が出ました。ありがとうございます。私は、町民へのサービスも一つでございますが、今、この町を守っている行政の方々、職員の方々にも、やはり手厚くしていただかなくてはいけないのではないかと思っております。

集団接種で、あれだけの職員の方が出勤してきていただいている、町長も来ていただいている。私は、ああいう状況の中で、職員がもしかして足りない、そして職員が過労のために休まなくちゃいけないという状況が見えるのであれば、やはり臨時職員の対応も考えていただいて、今後、コロナ対策に臨んでもらえればよろしいかなと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をお願いします。

○7番（袴田 忍君） 次、2問目に入ります。ごみの集積場所について、1問をお願いします。

ごみ問題は、衛生面での課題の一つであります。最近のごみ集積場所は、そこに住む地区の方々に指定しています。指定場所には何ら問題はないのですが、収集場所の状況、多くは

ネットで覆っているところが多いです。ネットだけではカラスや小動物の被害を受けやすく、住民がその片づけに苦勞しているところもあります。檻のような形のあるものの設置とそれに対する町の補助はできないのかお伺いします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、袴田議員のご質問にお答えいたします。

質問の中にあるとおり、当町では、各区からの申請で集積場所を決め、長生郡市広域市町村圏組合に届け出し、ごみの収集を開始します。ごみ集積所の管理は各区の住民の方々をお願いしていきまして、清掃等も行ってもらっているところです。

檻のような形のあるものの設置には問題はありません。区によっては既に設置しているところもあります。カラスや小動物の被害を防ぐには、ごみ出しのルールを守ることが必要であり、今後さらなる周知に努めてまいります。

補助ができないかとの問いでございますが、今のところそのような制度はなく、周辺市町村等の状況を注視してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 課長、ありがとうございます。確かに形のあるもの、お金のかかるものなので、なかなかこの辺は補助というのは難しいかも分かりません。

私は、設置すると同時に、町民への広報が必要ではないかなと私は思っております。これは、住民課なり、それから都市環境課なり、いろんな課がそれに対応して、ごみの収集場所、その集め方、そういうことをお話をさせていただいていると思います。

今、実は問題になるところは、地区はあるんですが、やはりアパートに住む方々、アパートの住人さんがその地区を知っていない。そして、そのアパートの管理人さんがそこを管理する。ごみ収集場所、ここに1つの写真がございますが、これはアパートの管理人さんが管理する収集場所だそうです。この間、3日間こういう状況でした。やはり小動物に荒らされたり、カラスにやられたりして、そのまま、収集車が持っていった後、またそこに置かれた

という部分がある。これはやはり人のマナーの問題だと私は思っております。

ですので徹底した、そういった住民の方々と同時にアパートの管理人さん、集団でそこに住まわれる方々への広報、周知をお願いしたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（鵜沢一男君） 袴田 忍君に申し上げます。

議会に許可なく印刷物の提示は認めておりませんので、以後注意してください。

以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、8番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 私は、大きく2問質問いたします。

まず1問目、保育所、小・中学校の給食費無償化について質問いたします。

小・中学校については、県内では千葉市や多古町など21市町で、少子化対策、子育て支援を目的に給食費の無償化を実施しています。近隣では長南町、大多喜町、勝浦市が完全無償化を実施しています。町でも財源の確保を検討し、保育所、小・中学校に対する給食費無償化を早急に実施すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの鵜野澤議員のご質問のうち、保育所の給食費無償化についてお答えいたします。

保育所の給食費は、おかずやおやつ代としての副食費と主食となる米代の主食費から成ります。副食費と主食費につきましては、令和元年10月、3歳以上児の保育料無償化以降も、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則とされており、3歳以上児は個別に徴収し、3歳未満児につきましては、引き続き保育料に含まれております。

現在、町独自の軽減策としまして、3歳以上かつ第3子以降の児童の副食費を免除しております。令和4年度の該当児童は41人で、年間221万4,000円を町が負担しております。

該当年齢の全ての児童が保育施設を利用しているわけではありませんので、無償化につい

ては在宅保育児との公平性等を考慮した上で検討してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、鶴野澤議員のご質問のうち、小・中学校の給食費無償化についてお答えいたします。

まず、当町における学校給食費の現状ですが、小学校は1食当たり270円、中学校は300円としております。これを年200食として算出いたしますと、小学校は児童1人当たり年額5万4,000円、中学校は生徒1人当たり年額6万円を保護者の方々にご負担いただいていることとなります。

令和4年度学校基本調査における5月1日現在の児童・生徒数は、小学生657人、中学生328人であることから、保護者の年間負担額の総計は5,515万8,000円となります。したがって、当町が小・中学校の給食費完全無償化を実施した場合、年間約5,000万円以上の経費を経常的に負担することになり、当町の財政規模を勘案すると非常に多額の負担であることから、現時点では完全無償化の検討には至っておりません。

なお、経済的理由でお困りの保護者の方々には、就学援助制度により給食費の支援を実施しております。また、昨今の物価高騰に対する子育て世帯等への支援策として、学校給食の質や量、栄養バランスを保つため、地方創生臨時交付金を活用して、小・中学校の児童・生徒等の給食1食につき30円を支援したく、本議会の補正予算に提案しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

8番、鶴野澤一夫君。

○8番（鶴野澤一夫君） ただいまの、まず保育所のほうの説明を受けまして、私は十分保育所に関しては理解いたしました。課長のほうも答弁の中で、無償化に向けて検討を求めているという答弁でしたので、今後検討していただければと思います。

続いて、小・中学校のほうの給食費の無償化についての答弁を聞いて、再質問いたします。

今の答弁の中で、5,515万8,000円という経費がかかるということでありました。今日の町長の行政報告の中で、一般会計と特別会計の歳入歳出の差引額は3億8,734万円でございますというふうに報告がありました。要はこれだけの金額が余ったということにつながると思

うんですが、私の再質問の中身は、市川市の例を挙げます。

県は、市町村や保護者の負担を軽減するため、市町村と連携した給食費無償化の支援について、国の経済対策の活用により実施に向けた検討を進めるということであります。私の言っていることは全て新聞紙上に載っていることで私は申し上げます。

県によると、県内では市川市が完全無償化で実施しております。市川市は、市全体の事業の見直しや効率化で捻出される予算を、市川市自体は、補助金、交付金は国・県からもらっていない自治体であります。そうした市川市は、完全無償化のために、あらゆる事業の見直しや、この無償化について予算を捻出する工面をしております。実際に既にそれで完全無償化をやっております。

また、勝浦市など1市8町は給食費の完全無償化を実施しています。1市8町の中で長南町、大多喜町も含まれております。勝浦市の人口1万6,100人いらっしゃいます。一宮町は1万3,400人います。生徒数に関しては若干一宮町のほうが多いです。だけれども、無償化に向けて予算を組み直し、見直ししてやれば必ずできるんです。やるかやらないかの問題だけで、どうかこの予算の見直しを行って、馬淵町長の前向きな姿勢と考えを私は再質問で町長に伺います。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鶴野澤議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど渡邊教育課長からお答え申し上げましたとおり、現在の生徒さんの数で計算しますと、約5,500万円を今後経常的に負担するというのが、学校給食費の完全無償化につきましては必要になってきます。

現在、一宮町では、ご存じのとおり、中央ポンプ場、排水機場、ため池、農業集落排水、その他の様々な事業が大規模な予算を必要とするものとして順番を待っている、あるいは現在取りかかっております。一方で、子育て、教育の質を向上するために必要な課題としても、ご存じのとおり、中学校の校舎あるいは給食室の建て替えなど、大変ハード面でも多く課題が存在してございまして、これも多額の予算を必要とすることになります。

したがって、年間5,000万円以上の多額の費用を必要とする給食費の無料化は、なかなかたやすいことではなく、こうした各事業の必要性、緊急性との間で調整していくことがどうしても必要となってまいります。

そうした現状がございすけれども、しかし私も、子育て世代の経済的負担の軽減という

意味では、学校給食費の無料化というのは意義のある政策であると考えます。それは事実であると考えますので、今後、十分検討して判断をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 要望です。ただいまの町長の中で、今後検討していくという発言がありました。これはぜひ前向きに行って検討していただきたいと思えます。必ずできるんです。やるかやらないかは町長の考え一つなんです。

要望として、勝浦市のことをちょっと言いますと、小学生は453人、中学生306人、一宮町の小学生665人、中学生306人、212人一宮町が多いんです。ただし、勝浦市は人口が1万6,603人でありまして。一宮町より多いわけですが、それだけ収入があると思えます。

現在、勝浦市の給食費については完全無償化で行っています。この無償化でできることを、前向きに検討しているからできるんです。今までの予算の中でやろうとするとできないんです。予算の組替えを検討していけば十分できるんです。それをやるかやらないかは、町長の考えでできるわけです。

ぜひこの無償化に向けて一日も早く実施していただくことを私は強く要望して、この学校給食の無償化についての質問は終わります。

○議長（鵜沢一男君） 鵜野澤一夫君に申し上げます。

質問の途中ではありますが、会議再開から1時間が経過をしております。ここで休憩を取ろうと思えますので、ご了承願います。

会議再開は14時20分です。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時18分

○議長（鵜沢一男君） 会議を再開する前に、議員の皆様申し上げます。

先ほど一般質問の中で、袴田 忍君が印刷物を出したのがありましたが、本議会ではそれはまだ認められておりません。以後、袴田 忍君、気をつけるようお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） それでは、2問目の質問を行います。2問目については、通学路の見直しと点検整備について。

①現在、県道南総一宮線の一宮商業高校正門前から一宮小学校までのグリーンベルトが幅約60センチしかなく、児童・生徒の通学時には大きな車の通行も多く危険である。また、本給の望洋台から一宮小学校までの国道を通る通学路については、民家の出入口以外でもガードレールがない箇所があり危険である。町では、これらの危険箇所について、ガードレール、また排水路、側溝蓋などの整備を行う考えがあるのか伺う。

②として、児童・生徒の通学路に防犯カメラを増設すべきと考えるが、今後設置の計画があるのか伺います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、鵜野澤議員の1つ目のご質問にお答えします。

ご指摘の県道南総一宮線及び玉前神社に向かう町道2206号線は歩道がなく、グリーンベルト、外側線で歩行場所を明示している状況です。しかしながら、物理的な対応はこれが限界であります。町道2206号線は通学時間帯は車両進入禁止となっておりますが、規制看板が見にくいため、今後、立て看板を設置、また路面標示を行うことで注意喚起を図ります。

望洋台から一宮小学校に向けての歩道ですが、現在、ガードレールが設置可能なところは設置、それ以外はその他のポール等、千葉県によって対策されております。それらがまだ設置されていない場所については、既に千葉県に要望しておりまして、今後、順次設置する予定でございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、鵜野澤議員の2点目のご質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、子供たちを犯罪や交通事故から守る手段として大きな役割を果たすものと考えております。

設置までの手順といたしましては、まず学校から、通学路を中心とした主要交差点や人通りの少ない道路などへの設置要望が挙げられます。そして、教育委員会が要望箇所を確認し、設置の可否を判断した上で、町防犯担当課へ設置要望を行っているところです。これまでに教育委員会から要望した防犯カメラは7台設置されており、今年度も1台設置予定となっております。

おります。

今後の増設につきましても、適切な箇所に設置できるよう、学校などの関係機関と十分協議した上で、町防犯担当課へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） 再質問ではありません。要望です。

この通学路の見直しと点検整備についてですが、現在、県道南総一宮線の一宮商業高校正門前に防犯カメラと注意看板、また、その先の高原邸前に、同じく防犯カメラと注意看板の設置を要望いたします。

理由については、私が朝7時半から8時頃までの間、小学生が、中学校のほうからですが61人通っております。うちの前のグリーンベルトのところは、先ほど申しましたけれども約60センチ、白線を除いて60センチです。そこで1列で生徒は歩いていますが、同時に中学生の自転車通学が左側を一緒に走ってかち合います。

また、大型ダンプ、乗用車、自転車、それからバスが、7時45分に小湊バスが通ります。生徒の方が非常に危険であり、私は7時35分から7時50分までずっと見ています。特に雨の降った日は本当に危ないです。月曜日から金曜日、私、見守っていますが、何回も危険な場面を目撃しております。できれば早急に防犯カメラ、注意看板を設置することを強く要望して、私の質問を終わりにいたします。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 以上で鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第6、認定第1号 令和3年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

最初に申し上げます。

説明者に申し上げます。本認定案については、事前に決算書及び決算説明資料が配付をされております。決算書の備考欄には詳細な説明が記載をされておりますので、説明は簡潔に

お願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、認定第1号 令和3年度一宮町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

説明につきましては、お手元に配付されております一宮町決算資料、決算書ではなく資料のほうで説明させていただきたいと思いますので、資料のほうをご覧いただきたいと思ひます。

資料のほうで、青い見出しで一般会計と書かれました2ページ目をご覧いただきたいと思ひます。右下に一般会計2と書かれたページです。よろしいでしょうか。

こちらは一般会計の歳入状況になりますが、総額61億3,542万8,000円、前年度と比べまして7億5,845万8,000円、率にして11%の減少でございます。

歳入のうち、主なものを説明させていただきます。

1款の町税につきましては、固定資産税が評価替えの年であり、家屋の課税額が減少となりましたが、町民税では、納税義務者の増加や給与所得者1人当たりの税額が増えたほか、徴収率も町税全体で2.3ポイント上昇し、町税全体では前年度に比べ2.0%増の、金額にして2,856万9,000円増加となっております。金額としては14億6,279万8,000円の決算でございます。

少し飛ばしまして、8款のゴルフ場利用税交付金につきましては、例年、年3回に分け、県から市町村に交付されるところでございますが、令和2年度は、コロナ禍の影響から利用税の徴収猶予が行われまして2回の交付となり、大幅に減少いたしました。しかし、令和3年度は、令和2年度の徴収猶予分1,300万円が含まれ、交付となったほか、ゴルフ場利用者が増えたことにより、前年度に比べ895.4%増の3,011万2,000円の増加、決算額で3,347万5,000円となっております。

次に、12款の地方交付税につきましては、町民税の法人税割や固定資産税などの減少に伴い、基準財政収入額が減ったことに加えまして、地域社会のデジタル化を推進する取組に要する経費、地域デジタル社会推進費が新たに算定項目に追加されたことに伴い、基準財政需要額が前年度より増加したことにより、前年度に比べ19.9%増、金額にして2億3,805万2,000円増額となって、決算額では14億3,480万8,000円となりました。

16款の国庫支出金につきましては、前年度に比べ42.8%減、金額で8億6,962万1,000円減

少の11億6,196万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行った特別定額給付金給付事業や感染防止対策及び地域経済・住民生活支援のための地方創生臨時交付金など、新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金の減少が主な要因でございます。

17款の県支出金につきましては、前年度に比べ41.6%減、金額にして2億4,488万6,000円減少の3億4,426万8,000円となりました。これは、上総一ノ宮駅東口整備事業の終了に伴う減額が主な要因でございます。

20款の繰入金につきましては、前年度に比べ53.9%減、1億5,357万5,000円減少の1億3,137万5,000円でございます。これにつきましては、公共施設整備基金、ふるさと応援基金、魅力ある海岸基金など、各基金への増額要因もございましたけれども、財政調整基金を取り崩さずに運営できたことが繰入金減額の大きな要因でございます。

歳入の最後に23款の町債になりますが、前年度に比べ0.2%減少、60万円減少の3億7,670万円でございます。これは、中央ポンプ場整備事業の財源に地方債を発行したほか、臨時財政対策債など増額要因もございましたが、上総一ノ宮駅東口整備事業に伴う地方道路整備事業債の借入れが完了となり、減少となったものでございます。

次に、次のページ、右下に一般会計3と書いてあるページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては歳出の決算状況になりますが、総額で58億5,746万2,000円、前年度に比べまして7億1,213万2,000円減少、率にして10.8%減額でございます。

歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。

2款の総務費につきましては、東京2020オリンピックサーフィン競技大会開催に伴う東京五輪事業や、ふるさと寄附金増加によるふるさと応援事業、また、今後の公共施設の整備に向け公共施設整備基金への積立てなど、増加要因もございましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施されました特別定額給付金給付事業の終了による減額が大きな要因となりまして、前年度に比べ11億6,104万8,000円減少の16億340万6,000円となっております。

3款の民生費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯や低所得者世帯に対する生活支援として、特別給付金の支給事業が主な増加要因となりまして、前年度と比べ2億9,471万6,000円増の15億1,953万9,000円となっております。

4款の衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のため職員4名を増員し、人件費が増加したほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業が主な増額要因となり、前年

度と比べ1億1,914万8,000円増の5億5,641万円となりました。

5 款の農林水産業費につきましては、長生第二排水機場のエンジンポンプ補修工事などの増加要因もございましたが、令和元年台風被害の農業者支援として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業やため池整備事業の減少が大きな要因となり、前年度と比べ5,935万9,000円減少の1億6,162万3,000円となりました。

6 款の商工費につきましては、一宮海岸南側トイレの設置工事など増加要因もございましたが、コロナ禍の地域経済活性化を目的に実施いたしました地域応援券事業、中小企業給付金の減少が主な要因となり、前年度から3,271万7,000円減少の1億5,091万円となっております。

7 款の土木費につきましては、中央ポンプ場整備事業の除じん機設備等改修工事に加え、ストックマネジメント計画を策定したことが主な増加要因となり、前年度と比べ2億4,141万2,000円増の5億246万4,000円となっております。

9 款の教育費につきましては、小・中学校での新型コロナウイルス集団感染を防止することを目的に、トイレ、手洗い等を改修整備したほか、老朽化したいちのみや号の買換えなど増加要因もございましたが、コロナ禍における児童・生徒の教育環境整備としましてタブレット端末の導入、こちらが完了したことにより減額が大きく、前年度から5,283万1,000円減の3億8,148万4,000円となっております。

次に、黄色い冊子の決算書、こちらをお願いします。決算書のほうをお願いしたいと思います。決算書の272ページ、こちらになります。

歳入から歳出を差し引いた額になりますが、2億7,796万6,000円となっております。ここから、6月に繰越明許費の報告をさせていただきましたけれども、釣ヶ崎のモニュメント設置や排水機場のポンプ改修など、繰越財源を差し引きました実質収支額は2億5,543万6,000円となっております。

最後に、昨年度の決算審査特別委員会から要望が1点ございましたので、これについてご回答させていただきたいと思います。

要望事項でございますけれども、「厳しい財政状況の下、公共施設等の個別施設計画や、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画が策定されている。計画の策定に当たっては、優先順位を明確にし、財政シミュレーションに裏づけされた実行力ある計画となることを要望する。」との要望がございました。

町では、こうした要望を受けまして、本年3月に開催されました議員説明会で、まち・ひ

と・しごと創生総合戦略の概要及び公共施設改修に伴う財政シミュレーションについてご説明をさせていただいたところでございます。

しかしながら、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や、ウクライナ情勢の悪化等に伴う原油価格の高騰、原材料、資機材価格などの上昇により事業費が大幅に増加することが予想されます。

今後、社会情勢の変化や、公共施設の老朽化に伴う状況悪化に応じた優先順位の変更、事業費の増加などに対応できるよう、適宜、財政シミュレーションを見直し、町が目指すべき将来像の実現に向け、計画的に、そして着実に進めてまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、事前に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

それでは、藤乗一由君の決算に対する質疑を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、項目が幾つもございますので、決算書のページを追って、課ごとに大きく3つぐらいに分けて質問させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 許します。

○12番（藤乗一由君） それでは、最初に総務課と企画広報課に当たります質問の項目を述べさせていただきます。

決算書の97ページに当たります2款1項16目、防犯対策事業についてですが、防犯カメラ点検委託料と防犯カメラ設置工事という項目に当たる部分です。

防犯カメラを幾つもこれまでも設置しておりますが、これまでの活用実績、活用実績というところ、むしろあまりいい面でないような場面があると思いますが、実際に不審者の確認ですとか、犯罪等に関する情報確認などといった場面ですけれども、そういった事例は実際にあるんでしょうかということ。

それから、点検委託料とありますが、この点検の頻度と内容がどうなっているのか。管理上、定期的な録画のチェックなどは行うのか。問題点や課題などはあるのかどうかという点についてお願いいたします。

次に、95ページの2款1項12目、防災行政無線管理運営事業ですが、防災アプリの使用料と防災行政無線デジタル化工事、これに当たる部分です。

防災アプリの使用料、それから防災行政無線デジタル化工事に関して、防災アプリの普及状況、それから個人や事業所など公的施設以外へのデジタル受信機の貸出し配布状況、あるいはアプリのインストール数を増やすための対策、これについてお伺いします。

また、有償貸与という形で決まっておりますが、これに対する貸与者あるいは対象者からの反応について、ご意見等あるのかというところをお伺いします。

3点目ですが、91ページから93ページに当たりますふるさと応援事業、2款1項10目ですが、これについてお伺いします。

ふるさと応援事業については、基金への支出分がございますが、このうち目的指定のものもあるというふうにお伺いしております。その内容についてお伺いいたします。

また、令和3年度の基金からの支出ということもございますが、基金からの支出の内容内訳、それから、基金から充当して支出する際に、何に対してという内容についての判断の基準、選定の基準というのはどうなっているのかという点についてお伺いいたします。

4つ目ですが、87ページになりますが、2款1項7目、東京五輪準備事業の中で著作権使用料という項目がございます。著作権使用料、これは具体的にどのようなもので、支払い相手先は誰に当たり、当初だけの負担なのか、この使用料が継続的に今後も支払われなければならない、負担しなければならない性格のものなのかどうかという点についてお伺いいたします。

5点目ですけれども、91ページの2款1項8目、まちづくり推進事業、これは路線バス運行維持補助金になりますが、路線バスの運行維持の補助金、これについて金額の決定基準、それからバス利用の実績、近年の増減についてどのような状況になっているか、課題の問題点など、どのようなものかということについてお伺いいたします。

まず最初にその辺、お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質疑が終わりました。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、藤乗議員さんの質疑にお答え申し上げます。

初めに、防犯対策事業の防犯カメラの活用実績につきましては、令和3年度は警察から3件の捜査協力依頼があり、協力を行っております。内容は捜査に関することになりますので、

詳細を明らかにできませんが、行方不明者の捜索や犯罪の捜査になります。

点検につきましては、年1回、問題なく録画ができているかチェックを毎年行っております。

課題、問題点といたしましては、現在ある20台のカメラのうち、10台が旧型のものになっておりまして、映像の保存期間が1週間、それでメモリーカードが高所にあることから、物理的に取り出さなくては録画内容を確認できないというような点が課題としてございます。

また、まれにはございますが、カメラのレンズに部分的にクモの巣が張られたりすることもありますので、注意してまいりたいと思っております。

次に、2点目の防災行政無線管理運営事業の防災アプリの普及状況についてですが、8月の時点で約1,400件の登録がございます。利用者増に向けた対策としまして、これまでの広報やホームページ等による周知に加え、本年度は、子育て世帯をターゲットといたしまして、学校や保育所から防災アプリのチラシを配布いたしました。その結果、本年2月には、1,100件の登録でありましたものが約300件増加している状況でございます。また、デジタル受信機の貸出し、配布状況は、8月31日時点で319台でございます。

次に、防災行政無線の有料貸与に対する反応ということでございますけれども、スマートフォンを所持している方にありましては、有償であればアプリがあるので不要という意見が多い状況でございます。

次に、ふるさと応援事業のご質問の中で後段の部分、充当内容です。こちらにつきまして私のほうからご回答させていただきます。

ふるさと応援基金充当事業の基準でございますけれども、寄附者の使途の意向を尊重し、寄附による応援をいただいたことによって、新規事業や事業の拡充を進めることができるという考えの下、事業の必要性などを勘案しながら充当事業を選定しております。

また、ふるさと納税は、恒久的に継続して安定した収入を担保できる性質ではないため、臨時的経費や、寄附者の意向が将来的にも残るよう投資的経費などを優先に充当しておりますが、国や県の補助対象事業については、その財源を有効に活用するため基金の充当は行っておりません。

今後も、日々変化する住民ニーズに応え、多くの事業が実施できるよう、また、寄附していただいた方々の思いを形にできるよう、柔軟かつ誠実に基金を活用してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、企画広報課から3点のご質問に対して回答させていただきます。

まず、1つ目でございますが、ふるさと応援事業の関係でございます。基金の支出分のうち目的指定があるというが、その内容はどのようなものかということについて、お答えさせていただきます。

ふるさと応援寄附金事業では、寄附者が寄附金の使途を選べるよう7つの使途を選択できるようにしてあります。7つの内訳は、サーフォノミクス事業、公共施設基盤整備事業、災害に強い安心・安全なまちづくり、高齢者福祉事業、子育て世代応援事業、図書館整備事業、町のために幅広く活用を望む指定なしとなります。

続きまして、2つ目の質問でございます。東京五輪準備事業のうち、著作権使用料がどういったものかと支払い相手等についてのご質問にお答えします。

この著作権の対象となるものは、競技会場内で撮影された写真の使用に対するものです。支払い相手先は、サーフィン競技会場内での撮影を認められていたメディア業者の株式会社アフロです。

なお、当初だけの負担で定期的なものではございません。今後も、会場内で撮影した写真を町が自由に使用できるように著作権使用料を支払い、町のものとしております。

続きまして、ご質問3点目となります。まちづくり推進事業のうち、路線バスの運行維持補助金についての金額の決定基準、バス利用の実績、近年の増減など、問題等の状況を説明いただきたいというご質問でございますが、まず、こちらの補助金の金額の決定基準につきましては、小湊鉄道の前々年度の一宮大多喜線の営業損益額の65%に当たる376万2,000円を、3町、一宮町、睦沢町、大多喜町で均等割10%、距離割70%、利用者割20%で算出しています。

バスの利用状況につきましては、平成30年9月10日から9月14日の5日間調査では、当該路線の全体利用者は122人で、このうち一宮町の利用者数は47人で全体の38.5%、令和2年6月29日から7月3日の5日間調査では、当該路線の全体利用者は74人で、このうち一宮町の利用者数は22人で全体の29.7%と、利用者数の減少がうかがえます。

また、近年の状況としましては、小湊鉄道全体で見ると、コロナ禍による人流の抑制が日常化する影響を受け、バス業界においては大きな打撃を受けていると聞いておりますが、一方で、本路線であります一宮大多喜線における経常収益は、令和2年度決算額で290万3,000円に対し、令和元年度では275万7,000円、平成30年度では296万3,000円と、コロナ禍による

影響を受ける前の平成30年度決算額と比べても差はなく、影響を受けていないことがうかがえます。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 藤乗です。再質問はございません。次の項目に移らせていただきます。

○議長（鵜沢一男君） お願いします。

○12番（藤乗一由君） 税務課から産業観光課に当たるものです。

初めに、決算書105ページ、2款2項2目、徴収事務費に当たります。コンビニ収納取りまとめシステム使用料という項目ですが、コンビニ収納取りまとめシステム使用料、この利用件数等の説明をお伺いいたします。

次に、105ページ、同じく2款2項2目、過誤納還付金という項目です。過誤納付の還付金ですが、過誤納付の件数、過誤納付となる仕組み、あるいは多い事例といったものはどのようなものかという点です。これのチェックと手続にはそれなりの労力、コストが必要だと思われま。省力化ないしはできる限り防止するというような方法はないものではないかという点です。

次に、107ページ、2款3項1目、住民基本台帳事務費について、個人番号カード、これの年度末と現在時点での普及状況について。

また、私個人的には、利便性、安全性などといった点で、いまだ疑問に感ずる部分もごさいますが、町の機関の一員としては普及拡大の必要性も考えます。様々な町の業務の効率化といった部分でも重要ではないかとも考えます。町としてカードの普及を促進したいとお考えであるならば、町長はじめ率先して宣伝に取り組むべきというふうにも考えるわけで、ということであれば、国の取組姿勢を眺めながらの形ばかりの普及宣伝になってはどうかというふうに思うところもごさいます。町としては、この状況と併せて、このカードの普及についてどういうふうに進めていきたいのかというところをお伺いしたいと思ひます。

次に、127ページ、3款1項3目、外出支援事業、新にこにこサービスの部分ですけれども、これまでの新にこにこサービスの増減の傾向、コロナを通じてというのもごさいますが、そのあたりの状況、あるいは利用者の年齢層などの傾向。それと、この制度が新にこにこサ

ービスという形に切り替わりまして十数年たつわけですけれども、問題点とか課題とか、そうしたところは、現在どのようなものがあって、検討されているのかどうかという点についてお伺いします。

次に、177ページ、都市環境課ですが、5款1項3目、有害鳥獣対策事業についてです。これは有害鳥獣対策協議会の補助金とございますが、その対策の成果と効果、あるいは被害状況の変化といったようなところはどの程度把握されているのか。また、駆除対象生物の生息数、生息地域の変化など、ある程度把握されているのかどうかということ。またさらに、数年前の一時期にゴルフ場と周辺での被害が大変大きかったということをお伺いします。現在の状況はどんなふうになっているのかという点についてお伺いします。

さらに、185ページ、5款2項2目、憩いの森管理運営費、これは土地借上料の部分ですが、憩いの森は開設当初から私有林を借り上げて運用しております。今後とも町有地として運用するという考えはないのかどうか。といいますのは、相続などの問題発生によって、なかなか難しくなってくる場面が発生することも想定されます。そこで、それについて、町が町のものとして管理するかどうかという考えについてお伺いします。

次に、187ページの6款1項2目、地域経済活性化事業、地方創生臨時交付金のものです。地域応援券事業補助金という部分ですが、これについて、実際の利用状況はどんな状況でしょうかという点、換金の割合がどの程度進んでいるのでしょうかということ。です。

もう1つですが、189ページ、6款1項3目、観光振興事業で、トイレ設置工事設計管理委託料、トイレ設計工事そのものに当たります。これについて、実際に完成して、運用、管理の状況はどんなふうになっているのか。問題点等ございましたら、まだ日が浅いですが、それについてご説明ください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質疑に対する答弁を求めます。

目良税務課長。

○税務課長（目良正巳君） 藤乗議員の2つの質問にお答えします。

1点目は、税金の納付において、納税者の利便性を図るため、24時間納付が可能なコンビニエンスストアでの取扱いを平成26年4月から開始し、令和3年度の利用件数は1万4,281件であります。また、システム使用料のほかに、必要経費として収納1件につき68.2円の手数料がかかります。

2点目の質問にお答えします。

過誤納還付金の件数は96件です。多い事例は町県民税の過誤納金であり、約半数が上場株式等の配当割または株式等譲渡所得割の還付になります。そのほか、更正の請求など申告による還付、法人町民税では、予定申告で納めた税額が確定申告により納め過ぎとなり、還付になるといったものがございます。

過誤納還付金については、制度の仕組み上、多くはやむを得ず発生してしまうものでありますが、少しでも減らせるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 私のほうから、個人番号カードのご質問についてお答えをいたします。

初めに、普及状況でございますが、令和3年度末時点の交付件数は4,592件、交付率は37.1%です。最新の8月28日時点での交付件数は4,972件、交付率は40.2%という状況でございます。

次に、普及促進の取組でございますが、町では独自の取組といたしまして、平日に来られない方のために、毎月第4土曜日の午前中にマイナンバーカードの交付窓口を開設しております。また、今年度中には、マイナンバーカードを活用する住民票等のコンビニ交付サービス事業を開始するほか、顔写真の撮影からオンライン申請までの手続を支援いたします。専用のタブレット端末を用いまして、申請のお手伝いをしていく予定でございます。

今後は、これらの取組内容につきまして、窓口での案内をはじめ、広報紙、ホームページにて周知を図り、マイナンバーカードの取得促進に努めていきたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、カードの取得につきましてご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、外出支援事業、新にここサービスに対するご質問についてお答えいたします。

初めに、利用状況の傾向ではありますが、新型コロナウイルスの影響を受ける前、令和元年度の状況と比べると、令和3年度の決算では、コロナ対策による外出控え等が要因となり、年間の延べ利用者数は355人、17%減少の1,717人、延べ利用回数では823回、9%減少の7,884回でございました。

また、利用の多い年齢層といたしましては、80歳代、特に女性の方の利用が圧倒的に多く、全体の約6割を占めており、その利用目的は通院と買物が主となっております。

最後に、問題点や課題等といたしましては、運転職員をはじめ、従事する職員の平均年齢が68歳となっております。高齢化が進んでおりますので、職員の適切な更新が今後必要になってまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、次に有害鳥獣対策事業についてのご質問にお答えします。

1点目、成果とその効果に当たる被害状況の変化などは分かるのかということですが、駆除件数から、イノシシ、キョン等については前年度と比較して減っております。農業作物被害状況は、産業観光課からの状況提供により把握しており、減少傾向であります。家庭菜園等その他の被害については把握しておりません。

現在、一宮町鳥獣被害防止計画の見直しを図るとともに、より有効な対策について、専門家の意見を踏まえ進めてまいります。

2点目、駆除対象生物の生息数、生息地域の変化などある程度分かるのかですが、駆除対象生物の生息数、生息地域についての情報は特にないため、変化については把握しておりません。

3点目、数年前の一時期にゴルフ場等周辺での被害なども大きかったようだが、現在の状況はどうかですけれども、他の地域を含め、特に大きな被害の報告はされておりません。一部、新たに鳥による被害が出ているとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、私のほうから3点お答えさせていただきます。

まず、初めに憩いの森の私有林について、今後、町有地化する考えはないのかというところでございますが、私有林部分の購入につきましては、今後、憩いの森の効果的な活用方法等の検討を続けていく中で、施設整備や土地の形状変更等の必要性が生じた場合、該当箇所町の町有地化について検討してまいります。

続きまして、地域応援券事業の利用状況、また換金割合等についてでございますが、今回実施いたしました地域応援券事業でございますが、住民配布型と宿泊滞在型、合わせての発

行総額は4,062万4,000円、換金額は3,888万9,000円、回収率は95.73%となっております。

今回の地域応援券事業では、飲食店や小売業などで使用ができ、さらに大型店の使用を制限したことで、数多くの小規模事業者に効果が行き渡るように実施いたしました。業種別利用状況につきましては、大型スーパー・コンビニにおきましては33%、食品関係で19%、飲食業におかれましては21%、生活雑貨で14%、そして、レジャースポーツその他におかれましては13%となっております。

最後になりますけれども、新設されましたトイレの運用の管理状況、そしてまた問題点などがございますけれども、今回、一宮海岸南側に整備されました公衆トイレですが、それこそ設置後5か月が経過し、現在のところ、不具合、そして大きな問題点はございません。

また、日常のトイレ清掃でございますが、清潔なトイレ維持を心がけ、他のトイレ同様に毎日清掃を行っております。そのため、利用者の方々から明るくきれいなトイレとして好評だと伺っております。

きれいで快適なトイレは、観光地や観光施設のイメージアップに加え、集客にもつながる重要な要素の一つであると思っておりますので、今後もトイレの適切な維持管理に努めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 再質疑という部分はありません。了解いたしました。

次に、残りの教育課への質問に移らせていただきます。

決算書の歳入に当たる35ページ、16款2項1目、地方創生臨時交付金でございますが、これの歳出内容の部分について、227ページ、233ページ、243ページのそれぞれ9款2項1目、9款3項1目、児童等の保健安全事業という項目に当たるものです。

この地方創生臨時交付金事業の中で、学校などに対する感染予防対策事業の項目として歳出されたものですが、昨年の9月時点での議会への説明の中で、学校、保育所等への町独自の対策として、検査を拡充すると、拡充した形での検査をすると、国の方針よりも拡充するという提案が説明会でございました。

その際に、学校教職員はおのおのが感染予防に留意しているため、町独自で拡大しての抗原検査の対象とはしないというお話がありました。大人は大丈夫だからという考え方という

ことなのですが、これ自体、ちょっと考え方として、実質上いかがなものかという点もございました。それなりに予算も必要としますし、学校の事情も考えてということだというお話も伺いましたが、これについて、最終的にどのような運用方法なのかということの決定、あるいは実際に運用されているのかいないのかという報告という部分がはっきりしないというのも、少々問題であると考えますので、その点に関しましては、今後直していただきたいというふうに私としては考えております。

質問の実際の部分ですが、令和3年度中には、その後、この方針内容に沿って検査キットの使用をしながら進めてきたものと考えますが、その内容、利用状況についてお伺いいたします。

次の項目としまして、同じく教育課ですが、229ページ、9款2項1目、これは小学校管理運営事業の中のプール水泳指導委託料に当たるものです。これは令和3年度330万円とありますが、一宮小学校の場合、令和2年度の歳出に比較して1.6倍になっています。これについてご説明いただきたいということです。

次に、235ページ、237ページ、それから245ページの9款2項2目、9款3項2目、東浪見小学校と一宮小学校、それから一宮中学校と思われませんが、教育扶助費という部分ですが、教育扶助費について、コロナ禍の中で、それ以前と比較しまして、要保護・準要保護対象となる児童・生徒数に変動はあるのでしょうかというところについてお伺いします。

次に、247ページの9款4項1目、社会教育事務運営費、いちのみや号運転代行委託料ですが、いちのみや号を新しくしまして、代行委託料として歳出がありますが、このいちのみや号の利用状況、問題点や利用者の意見等、どのようなものか、あるようでしたらご説明ください。

次に、247ページ、249ページの9款4項1目、青少年健全育成事業、この中の子ども会に対する補助金について、それぞれの活動状況など、どのようになっているか把握しているでしょうか。ご説明いただきたいということです。

さらに、251ページ、255ページ、259ページ、261ページの9款4項2目、それから9款5項4目の社会教育施設についてですが、公民館、創作の里、振武館、GSSセンター等ですが、それぞれの施設清掃委託料について、対象となっている施設は今申し上げたとおりですが、施設の大きさ以上に金額の差がございます。この中身についてお伺いいたします。

最後に、257ページ、体育協会活動支援事業というところですが、NPO法人一宮町スポーツ協会補助金に当たります。これは、それ以前に比べまして、令和元年度以降は補助金額

が減少しております。どのような理由によるものかというところをご説明ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質疑が終わりました。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の教職員の抗原検査キットの利用状況についてですが、昨年の9月に議員の皆様へご説明いたしました小・中学校、保育所等、学童保育の新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査運用マニュアルでは、施設の児童・生徒を対象としており、教職員は対象外としております。

教育委員会では、このマニュアルの対象期間となっている緊急事態宣言及び町へのまん延防止等重点措置の期間以外で、学校でクラスター級の感染者が発生したときや、受験などの大きな行事の前に、教職員を含めて濃厚接触者のおそれがある者に抗原検査を実施いたしました。検査キットは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入した200個と文部科学省から配布された110個を活用し、150個使用いたしました。

次に、2点目の一宮小学校のプール水泳指導委託料についてですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小したため、各学年1回の実施にとどまりました。令和3年度は当初計画どおり、各学年5回実施したため、委託料が増額となっております。

次に、3点目の教育扶助費についてですが、要保護・準要保護、特別支援の就学援助費の直近3年の対象者数、決算金額につきましては、令和元年度が45人で511万7,509円、令和2年度が50人で428万8,818円、令和3年度が56人で484万6,065円となっております。

人数の微増の要因といたしましては、低所得世帯の転入やコロナ禍における所得金額の減少が考えられます。

対象児童・生徒数の増に対して、決算額が減少している理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、休校による学校給食の中止や、校外学習、修学旅行の内容が変更となり、費用が下がったことなどが原因となります。

次に、4点目、いちのみや号の利用状況についてですが、令和3年度の利用状況は14件で、利用者数延べ193人です。なお、年度途中で中型バスからマイクロバスへ変更したため、7月から11月末まで運行を休止しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ

数年は利用が大幅に減少しておりましたが、今年度に入って利用が増加しており、8月末現在の利用状況は31件で、利用者数は延べ518人となっております。

利用者からの意見は、マイクロバスへの切替え以降は特にございません。

次に、5点目、子ども会育成会補助金についてです。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を縮小しておりますが、感染対策をしながら可能な範囲で事業を行っております。

一宮町子ども会育成会は、ハロウィンパレード、年末のお楽しみ会を実施いたしましたが、夏休み中のキャンプは中止といたしました。東浪見子ども会育成会は、廃品回収、年末のお楽しみ会を実施いたしましたが、納涼祭や夏休みキャンプ、冬季野外活動は中止といたしました。また、町単独事業以外に、近隣町村と合同で行う長生地区子ども会交歓交流会やジュニアリーダー研修会が開催され、多数の子供たちが参加しております。

次に、6点目、施設清掃委託料についてですが、GSSセンターと公民館は利用者が多いため週2回、振武館は週1回の定期清掃を実施しており、創作の里は窓ガラス清掃のみ委託しております。なお、振武館と創作の里につきましては、利用者の方にも清掃をしていただいております。また、GSSセンターと公民館は床洗浄とワックス仕上げなど、他の施設にはない清掃内容が入っております。このように清掃の頻度や内容により施設ごとの金額の差が出ております。

次に、7点目の体育協会活動支援事業についてですけれども、令和元年度と2年度は長生郡スポーツ協会負担金も含まれておりましたが、令和3年度からは、前年度の繰越金で活動を行うことになりましたので負担金がなくなりました。また、一宮町スポーツ協会の活動も、新型コロナウイルス感染症の影響により長生郡民大会が中止となるなど、全体的に事業が縮小傾向となり、補助金の返還が発生したため減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 説明ありがとうございました。幾つもの項目についてご説明いただきましたが、どれにつきましても、ほかの部分につきましても、できる限り無駄のない、金銭的にも職員の皆様の労力的にも無駄のない運用を工夫していただきたいと思っております。

それともう1点、質問の中でも申し上げましたが、説明会としてしていただいたというこ

とについて、実際に最終決定、いつからどのような形でという報告がございました。それで、そういった点について、言いつ放しというのはいかなものかというふうに思います。そうした報告なりというのをきちんとしていただくべきと考えます。

コロナ関連ですと、担当課によっては大変忙しいという事情も分かります。ですが、我々としても、そうした事業に関してチェックし、そして改善しなければいけない点を意見するという役目でございますので、その辺のところをよくお考えください。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 以上で藤乗一由君の決算に対する質疑を終わります。

これにて、認定第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、認定第1号 令和3年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第7、認定第2号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、認定第2号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書の286、287ページをお願いいたします。

まず、令和3年度末の国保事業の状況でございますが、2,090世帯、3,353人が加入しております。町全体では、世帯数で37.1%、加入者でございますと27.1%の加入率となっております。

ます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

1 款国民健康保険税でございますが、収入済額でいいますと、前年度に比べ1.7%の増でございました。収納率の上昇が大きな要因となっております。

288、289ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金でございますが、1 目の災害等臨時特例補助金に係る新型コロナウイルス感染症対策の減免実績の減少によりまして、収入済額は前年度に比べ475万5,000円の減でございました。

続きまして、4 款県支出金でございますが、歳出の保険給付費の財源といたしまして交付される普通交付金が主なものでございまして、収入済額は前年度に比べ1%の増でございました。

290、291ページをお願いいたします。

6 款繰入金でございますが、保険税の軽減分や職員の人件費などを一般会計から繰り入れたもので、収入済額は前年度並みとなっております。

292、293ページをお願いいたします。

7 款繰越金でございますが、前年度からの繰越金となりまして、前年度に比べ47.9%の増となっております。

8 款諸収入でございますが、延滞金や特定健診の受診料、第三者納付金等で、収入済額は前年度に比べて42.3%の減となっております。こちらは、3 項 1 目の第三者納付金の実績により減額となったものでございます。

294、295ページをお願いいたします。

歳入合計といたしまして、収入済額は15億3,927万3,635円で、前年度に比べ2.2%の増でございます。

296、297ページをお願いいたします。

続きまして、歳出をご説明いたします。

まず、1 款の総務費でございますが、職員の人件費、運営事務費、保険税賦課徴収事務費等の経費で、前年度に比べ2.3%の減でございました。

300、301ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、医療費、出産育児一時金等に係る経費でございまして、前年度に比べ1.8%増の9億7,735万3,685円でございました。不用額の主な内容は、一般分の療養給付費

等の実績額が見込みを下回ったことに伴う執行残でございます。

306、307ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、県から示された額を納付するもので、前年度に比べ4.2%増の4億146万4,555円でございます。

308、309ページをお願いいたします。

6款保健事業費でございますが、特定健診、保健指導、人間ドック助成事業等の経費で、前年度に比べ18.8%の増でございます。不用額の主な内容は脳ドック等の執行残でございます。

310、311ページをお願いいたします。

7款基金積立金でございますが、1,456万7,000円を積立てしております。

312、313ページをお願いいたします。

8款諸支出金でございますが、主に前年度分等の保険税の還付金でございます。不用額は実績額が見込みを下回ったためでございます。

前に戻りまして、280、281ページをお願いいたします。

歳出合計といたしまして、支出済額は14億4,964万435円で、前年度に比べ1.9%の増でございます。

歳入歳出差引残額といたしまして8,963万3,200円となり、こちらについては次年度への繰越金となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、1点質問させていただきます。

303ページの歳出部分、2款2項1目、給付金、この中の高額療養費に当たる部分ですが、前年度に比べまして約3%増ということですが、それ以前の状況から見まして、増加の傾向があるのか、そうではないのか、あるいは減少傾向なのかということについてお伺いします。

また、高額療養費の対象となる疾病などの特徴的な傾向ですとか、比較的多い年齢層といったものはあるのでしょうか。把握していらっしゃる範囲でお答えください。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質疑に対する答弁を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、藤乗議員からの高額療養費のご質問についてお答えをいたします。

初めに、高額療養費の状況でございますが、過去3年間の推移で見ると、令和元年度が約1億1,300万円、令和2年度が1億1,500万円、令和3年度が1億1,900万円という状況で、増加の傾向にあります。

次に、対象となる疾病の特徴や年齢層についてでございますが、高額療養費は1か月の被保険者負担が基準額を超えたときに発生するもので、特定の疾病に限ったものではございません。多く見られるものとしたしましては、がんや脳梗塞などの手術と入院を要するもの、また、治療が長期間となります人工透析などとなります。また、60歳から74歳の年齢層が全体の約7割を占めるといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 以上で藤乗一由君の決算に対する質疑を終わります。

これにて認定第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、認定第2号 令和3年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、会議再開から1時間を経過しておりますので、15分程度の休憩といたします。

会議再開は15時48分です。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時48分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第8、認定第3号 令和3年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、認定第3号 令和3年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、令和3年度末の介護保険事業の状況であります。65歳以上の第1号被保険者の数は4,001人で、前年度の同時期に比べ26人の増加でありました。また、介護認定者数は552人であり、前年度からは1名の増加でありました。

それでは、歳入からご説明いたします。

決算書の332ページをご覧ください。

1款の保険料でございます。収入済額は前年度に比べ1.1%の減となりました。こちらは、令和3年度から保険料の基準額を月額で100円引下げたことが減額の要因となります。

続きまして、3款の国庫支出金から、決算書の336ページ、5款の県支出金にかけましては、歳出側の保険給付費及び地域支援事業費に対する定率による財源でございます。

続きまして、338ページから340ページにかけまして、7款の繰入金につきましては、前年度に比べ8.6%の減となりました。こちらは、人件費や保険給付費等に対する町一般会計の定率による負担分でございます。

続きまして、8款の繰越金は、前年度に比べ28.9%の増となりました。

歳入の最後に、343ページをご覧ください。

歳入を合計し、収入済額は10億9,001万3,532円となり、前年度に比べ1.1%の減となりました。

続きまして、歳出をご説明いたします。

決算書の344ページをご覧ください。

1款の総務費は、人件費や事務費、介護認定審査会費が主な内容です。こちらは、人件費の減などにより前年度から32.8%の減となりました。

続きまして、350ページをお願いいたします。

2 款の保険給付費は、前年度に比べ0.3%の増となりました。増額の要因は、訪問介護、通所リハビリなどの給付件数増によるものでございます。

次に、356ページをお願いいたします。

3 款の地域支援事業費は、前年度に比べ8.2%の減となりました。こちらは、介護予防や認知症予防など、高齢者の皆様が介護状態にならないよう、また、介護の認定度が上がらないよう取り組んでいる事業でございます。

続きまして、364ページをお願いいたします。

4 款の基金積立金は、決算余剰金による基金の積み増しで、令和3年度末の残高は2億3,499万3,000円でございます。

また、5 款の諸支出金は、主に令和2年度の精算によるもので、国・県、支払基金、町一般会計への返還金でございます。

続きまして、367ページをご覧ください。

歳出を合計し、10億7,216万1,524円、前年度に比べ1%の増となりました。

最後に、決算書の326ページをお願いいたします。

歳入歳出の差引額は1,785万2,008円となり、前年度に比べ55.7%の減となりました。こちらは全額、次年度への繰越金でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。通告されました質疑はありませんので、質疑を省略して、直ちに討論に入りたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、認定第3号 令和3年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢一男君) 次に、日程第9、認定第4号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長(鎗田浩司君) それでは、認定第4号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書の380、381ページをお願いいたします。

まず、令和3年度末の状況でございますが、加入者は2,074人、前年度と比べますと54人の増加となっております。

それでは、歳入からご説明をいたします。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収、普通徴収合わせまして、前年度に比べ収入済額は5.1%の増でございます。

3款繰入金でございますが、1目事務費繰入金のうち、職員人件費の減額によりまして、前年度に比べ4.8%の減ございました。

382、383ページをお願いいたします。

5款諸収入は、延滞金、還付金、広域連合からの業務委託料分等ございまして、前年度に比べ21.7%の減ございました。

歳入合計といたしまして、収入済額は1億7,054万4,428円となり、前年度に比べ2.5%の増ございました。

次に、384、385ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明をいたします。

まず、1款の総務費でございますが、職員の人件費、運営事務費、賦課徴収事務費等の経費でございます。支出済額は、職員人件費の減額により、前年度に比べ25.5%の減ございました。

386、387ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の負担金、保険基盤安定制度負担金でございます。支出済額は、加入者数や保険料の増加により、前年度に比べ4.3%の増でございます。

前に戻りまして、374、375ページをお願いいたします。

歳出合計といたしまして、支出済額は1億7,053万1,474円となり、前年度に比べ2.6%の増でございます。

歳入歳出差引残額は1万2,954円で、次年度への繰越金となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。通告された質疑はありませんので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、認定第4号 令和3年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第10、認定第5号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、認定第5号 農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の402、403ページをご覧ください。

初めに、歳入状況であります。総額1億769万4,000円、前年度に比べ1,232万9,000円、率にしまして12.9%の増加でございます。

それでは、歳入のうち主なものを説明させていただきます。

まず初めに、1款分担金及び負担金でございますが、前年度に比べ195万円増額の390万円でございます。こちらは、原3件、東浪見2件、北部1件の計6件の新規加入金でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、前年度に比べ1.4%、55万3,000円増額の3,916万2,000円でございます。これは、原地区、東浪見地区、北部地区の使用料で、令和3年度末の納入世帯数は790世帯となっております。

続いて、3款県支出金でございますが、前年度に比べ1,344万4,000円増となっております。これは、原地区施設の老朽化に伴いまして、処理機能が低下しているため、大規模改修工事に向けた施設全体の実施設計事業に対する補助金で、国50%、県10%を合わせて県支出金として交付されております。

続いて、404、405ページをお願いいたします。

5款繰入金につきましては、前年度に比べ26.6%、1,161万1,000円減少の3,202万5,000円となりました。こちらは、職員人件費、一般事務費に加えまして、公債費の減少が主な減額の要因となっております。

次に、8款町債でございますが、前年度に比べ73.5%、500万円増額の1,180万円でございます。これは、原地区施設の実施設計委託事業の財源に下水道事業債を新たに借り入れたことにより、増額となっております。

続いて、決算書の406、407ページをご覧ください。

歳出の状況になりますが、総額1億581万5,000円、前年度に比べまして20.1%、1,772万6,000円の増加でございます。

それでは、歳出の主なものを説明させていただきます。

初めに、1款総務費、1項管理費、1目一般管理費でございますが、前年度に比べ537万円減少の1,037万1,000円でございます。こちらは人事異動に伴い職員人件費が減少したほか、企業会計移行支援委託料の減が主な要因となっております。

次の2目から4目まで各地区の施設管理費になりますが、3施設合わせまして、前年度に比べ68.6%、金額にしまして2,434万8,000円増加の5,982万8,000円でございます。こちらは、

原地区施設の大規模改修工事に向けた全体の実施設計委託料2,240万7,000円の増加が主な要因となっております。

続いて、412、413ページをお願いします。

2款公債費でございますが、前年度に比べ125万2,000円減少の3,551万5,000円でございます。こちらは毎年の返済により減少しているものでございます。

続いて、414ページをお願いします。

こちらは実質収支に関する調書になりますが、歳入から歳出を差し引いた額187万9,000円となり、こちらが繰越金となります。

決算の説明は以上となります。

最後に、昨年度の決算審査特別委員会での要望事項について回答させていただきたいと思っております。

まず、要望事項でございますが、「農業集落排水事業の使用料は、現年度分と滞納繰越分を合わせ6,195万3,690円の調定に対し、37.7%に当たる2,334万4,149円の収入未済額があります。使用料負担の公平性を期するためにも、収入未済額の解消に努められるよう要望する。」との要望でございました。

これに対する回答でございますが、使用料の収入確保に向け、滞納繰越額の圧縮に取り組むとともに、個別通知及び電話催告、納付相談等を強化し、収納率の向上と効果的な滞納整理に努めてまいりました。その結果、収入済額は381万7,998円となり、これを前年度と比較しますと、収入済額において113万8,000円の増加となっております。

しかしながら、毎年滞納は発生しておりますので、引き続き、催告書の送付並びに職員による臨戸徴収などを実施いたしまして、滞納のさらなる解消に努めてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） それでは、決算書の409ページ、1款1項2目の原地区設計管理費の委託料についてですが、先ほど簡単な金額のことについてはございましたが、実施設計委託料、これについて施設の改修計画の内容が含まれていると考えられますが、これに関する現在の進捗と見通しについて、どんな状況なのかという点をご説明ください。お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまのご質問に対しての回答をさせていただきます。

今回の実施設計業務では、以前策定いたしました調査設計を基にいたしまして、改修工事に必要となる数量や条件、施工図面のほか、ポンプなどの各装置の機能仕様や処理水槽等の躯体工事仕様など、具体的な施設改修計画について策定いたしました。そして、この実施設計に基づきまして、今年度、詳細な工事費を算出いたしまして、令和5年度からの2か年に向け、改修工事を施工する予定でございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質疑ありますか。

（「了解いたしました」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 以上で藤乗一由君の決算に対する質疑を終わります。

これにて、認定第5号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、認定第5号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第11、報告第1号 令和3年度一宮町健全化判断比率について、日程第12、報告第2号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、報告第1号及び日程第12、報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、報告第1号 令和3年度一宮町健全化判断比率についてご説明いたします。

議案つづりの11ページをご覧くださいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度一宮町健全化判断比率について、次のとおり報告する。

次の12ページの表をご覧くださいと思います。

令和3年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、決算が黒字であるため数値は入っておりません。

③の実質公債費比率につきましては5.1%で、早期健全化基準の25%を大きく下回るとともに、昨年度と比較いたしましても0.6%改善されております。

この比率は、町の公債費に加え、一部事務組合や公営企業の公債費、公債費に準ずる債務負担行為などが町の財政規模にどのくらい占めているかを表すものでございます。今回の比率改善の大きな要因は、公債費に準ずる債務負担行為である上総一ノ宮駅東口整備事業の終了により分子が減少したことに加えまして、分母に当たる普通交付税が増加したことによるものでございます。

次の④将来負担比率は、初めてマイナスとなり、数値が入っておりません。この比率は、町の地方債現在高、債務負担行為の今後支出予定額、一部事務組合や公営企業の町負担分の残高に加えまして、町職員が一度に退職したと仮定した場合の退職金の見込額、それら全てを合わせた額が町の財政規模にどれくらい占めるかというものを表すものでございます。

数値の改善の主な要因といたしましては、長生郡南部開発公社一宮支部の特定調停条項に基づく保証の終了、それから公共下水道施設整備事業の債務負担行為が終了した、これらが終了したことに加えまして、将来負担額から差し引くことができる町の基金、貯金のほうが増えたこと、これらが要因となりまして数値がマイナスとなったものでございます。

報告第1号につきましては、以上でございます。

続きまして、14ページをご覧くださいと思います。

報告第2号 令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、ご説明をさせていただきますと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、次のとおり報告する。

次のページをご覧いただきたいと思います。

令和3年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、決算において黒字であるため、数値は入っておりません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりとさせていただきます。

○議長（鶴沢一男君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

本案については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項でありますので、以上で終わりにいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第13、議案第1号 一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 議案第1号 一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの17ページをご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い見直しを行うもので、近年の物価高騰等を受け、公費負担の限度額が一部引き上げられました。これに伴い、町の条例を今回改正するものでございます。

初めに、第4条第2号関係でございますけれども、こちらは、選挙運動用自動車を借り入れた場合の限度額を1日1万5,800円から1万6,100円に改めるもので、同号イは、燃料代を1日7,560円から7,700円に改めるものでございます。

次に、第8条につきましては、選挙運動用のビラですが、1枚当たりの単価を7円51銭から7円73銭に改めるものでございます。

第11条は、選挙運動用ポスターでございますが、算出基礎となる1か所当たりの単価を525円6銭から541円31銭に改め、固定費を31万500円から31万6,250円に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第1号 一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第14、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案つづりの18ページをお開きください。

今回の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

初めに、第2条第4号ですけれども、これまで、子供の出生の日から8週間以内に育児休

業を取得する場合には、子供が1歳6か月に達するまで採用されているか、または採用が更新される見込みが必要でしたが、これを、出生の日から8週間の末日から6か月を経過する日までに緩和するものでございます。

次に、19ページの上から6行目、第2条の3でございますけれども、これまで非常勤職員の育児休業開始日は、1歳到達日の翌日または1歳6か月到達日の翌日でしたが、これを緩和いたしまして、配偶者等の育児休業期間終了の翌日から取得可能とするものでございます。これにより、1歳到達日または1歳6か月到達日以外でも、夫婦が交代で育児休業を取得できるようになるものでございます。

次に、20ページの第3条の2でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、原則2回まで育児休業を取得することができるようになりました。再度の取得を取るには、育児休業等計画書を今まで提出しておったんですが、こちらを廃止しまして、育児短時間勤務計画書に改めるものでございます。

その他条項のずれや字句等、文言の修正を行っております。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わりにいたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第15、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明をいたします。

議案つづりの22ページをお開きください。

千葉県市町村総合事務組合が共同処理をしております公平委員会の事務について、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市で構成されております四市複合事務組合から新たに加わりたいとの申入れがありました。千葉県市町村総合事務組合では、加入を受けるに当たり関係地方公共団体との協議が必要となることから、今回、規約の一部を改正する規約の制定について議会の議決を求めるものでございます。

なお、関係する全ての市町村の協議が調いましたら、令和5年4月1日から総合事務組合に加入する予定でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢一男君) 次に、日程第16、議案第4号 令和4年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) それでは、議案第4号 令和4年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの25ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度一宮町の一般会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,714万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,671万5,000円とするものがございます。

事項別明細書でご説明いたしますので、32ページ、33ページをご覧いただきたいと思います。

歳出からご説明いたしますが、説明につきましては、右側の説明欄によりご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、今回、4月の人事異動及び職員採用によりまして、人件費全体で110万9,000円の増額となっています。これは職員の採用のほかに、共済負担率の引上げ等、そういうものがございます。追加となっておりますのでございます。この後、各項目にわたって人件費の補正がございますけれども、この区分につきましては説明を省略させていただきたいと思いますので、ご了承を賜ればと思います。

それでは、主なところをご説明させていただきます。

下から3項目め、ふるさと応援事業38万円でございますが、ふるさと応援寄附をされた方が寄附情報や返礼品の発送状況が確認できるほか、ワンストップ特例もオンラインでできるなど、情報が一元管理されたシステムの使用料となります。

次に、一番下の保育施設給食費等補助金給付事業からは地方創生事業になります。今回は

物価高騰対策等が主要事業となります。

まず初めに、保育施設給食費等補助金給付事業381万3,000円でございますけれども、町内の保育施設に副食費等の食材高騰分を助成するもので、いちのみや保育所、愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園、合わせまして353人分を見込んでおります。

次に、35ページをご覧いただきたいと思います。

子育て世帯支援事業2,007万7,000円につきましては、18歳までの子育て世帯を応援するため、子供1人につき1万円を支給するもので、対象者は1,920人を見込んでおります。

次の誘客促進事業891万6,000円は、物価高騰等によりまして衰退が見込まれる地域経済の活性化及び誘客による観光事業の支援を目的に、町内宿泊施設に泊まられました方へ地域応援券を配布するものです。配布期間につきましては、11月1日から1月15日までの予定とのことです。

次の物価高騰等総合緊急対策事業2,390万7,000円は、農業資材であります飼料や肥料、こうしたものの高騰による農家を支援するため、肥料、飼料の経費の10%を助成するものでございます。

次の小・中学校給食食材物価高騰対策事業419万9,000円につきましては、小・中学校における給食食材の高騰分を助成するもので、合わせまして1,085人分を見込んでおります。

次の社会体育施設安全・安心確保事業81万9,000円につきましては、GSSセンターのバドミントンネットやバレーボールネット、空手用フロアマット等の整備でございます。

その下の図書室パワーアップ事業42万2,000円につきましては、蔵書検索端末を増設しまして、利用者の方が自ら検索できるようにするためのパソコンの購入費とシステム設定委託料でございます。

以上までが地方創生事業となりますが、財源は、国庫補助金100%と不足分を一般財源で補っているものでございます。

次に、37ページをご覧いただきたいと思います。

徴収事務費36万7,000円につきましては、令和5年4月から地方税の納付書にQRコードが付されるようになるため、指定金融機関とテストを行うなどの対応委託になります。

次に、39ページをお願いいたします。

一番下、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,921万1,000円につきましては、初回接種を完了した全ての住民の方を対象としたオミクロン株対応ワクチンの追加接種に要する経費で、集団接種時における医師や看護師の報償、医療機関への委託料、職員の時間外、通信運

搬費などがございます。財源といたしましては国が全額負担するものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

上から2項目め、農業委員会運営費115万3,000円につきましては、農地情報を一元化しております全国農地ナビと連動させるため、システムの改修委託、それと併せまして、農地等の貸手と借手の意向を効率的に把握しまして、関係機関と情報の共有を図る体制整備といたしまして、タブレット端末を購入する経費でございます。

2つ飛ばしまして、農業振興事業833万1,000円につきましては、生産効率化等必要な農業用機械、今回は田植機とトラクターになりますが、この導入支援といたしまして383万1,000円、それから、新規就農者育成支援といたしまして、経営開始資金と農業機械の購入補助450万円でございます。

次に、43ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、道路維持管理事業といたしまして1,000万円は、緊急対応の事業が増えたことや、当初予算審議時の委員会要望に応えまして、維持補修費を追加補正するものでございます。

その下の道路新設改良事業254万6,000円は、町道1-7号線用地買収に伴う登記資料の作成委託179万9,000円と、電柱移転補償74万7,000円でございます。

次の45ページをお願いいたします。

下から3項目め、東浪見小学校教育振興事業と、その下の一宮小学校教育振興事業につきましては、共和株式会社様から学校図書購入にということでご寄附を頂いたもので、東浪見小、一宮小、合わせて13万円でございます。

次に、49ページをご覧いただきたいと思います。

特別会計への繰出金ですが、主に人事異動に伴う人件費分の繰出金となります。国民健康保険事業特別会計では30万6,000円、介護保険特別会計では689万7,000円、後期高齢者医療特別会計では21万1,000円の減額となります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、31ページにお戻りいただきたいと思います。

国庫負担金の2節児童福祉費負担金472万2,000円は、一時保育利用に係る子育てのための施設等利用給付交付金4万1,000円と、児童福祉費負担金の過年度分精算による追加交付468万1,000円でございます。

次の1節保健衛生費負担金2,672万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担分でございます。

その下、国庫補助金の2節総務管理費補助金5,984万8,000円につきましては、地方創生臨時交付金となります。

その下の1節保健衛生費補助金1,249万円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の国補助分でございます。

次の県負担金の2節児童福祉費負担金186万4,000円につきましては、一時保育利用に係る県負担金2万円と、児童福祉費負担金の過年度精算分による追加交付184万4,000円でございます。

その次の1節農業委員会費負担金59万3,000円でございますが、農地ナビ連動システム改修に係る農地集積・集約化対策推進交付金43万2,000円と、タブレット購入に係る農地利用最適化交付金3万8,000円、情報収集等業務効率化支援事業交付金12万3,000円でございます。

その次の県補助金の1節農業費補助金833万1,000円のうち、農地利用効率化等支援交付金につきましては、農業生産の効率化等に必要な農業機械の導入のための交付金で383万1,000円です。

その下は、新規就農者育成総合対策事業補助金といたしまして、新たに就農される方の育成支援として、経営開始資金と農業機械の購入補助450万円となります。

その次の寄附金12万9,000円につきましては、共和株式会社様からの寄附金になりますが、当初予算に科目設置で1,000円の予算が計上されているため、今回の補正額は12万9,000円となっております。なお、共和株式会社様からの寄附金額は13万円でございます。

次に、1つ飛ばしまして一番下の諸収入の雑入、1節弁償金82万2,000円ですが、東京電力より入湯税減少に伴う弁償金として支払われるものでございます。

これらの財源のほか、なお不足される分につきましては、前年度繰越金2,162万8,000円を充てるものとなっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

先ほど説明があった部分もあるんですが、35ページの2款1項16目、子育て世帯支援給付金1,920万円のものですが、この対象数とかについてご説明ください。

それと、QRコードはご説明ございましたね。39ページの4款1項2目、新型コロナワクチン接種事業ですが、3,921万1,000円ですか、ワクチン接種が進んできている状況ですけれども、ワクチンの保管管理あるいは入庫、消費期限の問題とかもあるかと思いますが、その辺の運用の仕方、利用の仕方について、どのような状況になっているのかご説明ください。

以上2点です。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、藤乗議員のご質問、子育て世帯支援事業の対象者についてご説明いたします。

対象ですが、町に住民登録がある令和4年4月1日現在18歳未満の児童と、令和5年3月31日までに生まれましたお子様と転入者に対して給付の対象としております。4月1日現在のゼロ歳から17歳が1,834人、その後、出生及び転入の見込みが86名で、合計1,920名を見込んでおります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案つづりの39ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の関係で、ワクチンの取扱いに関しますご質問にお答えいたします。

町では県に対し、おおむね2週間に一度のペースでワクチンを発注しておりますが、その量は町が行う集団接種の予定に合わせた必要量としております。そのため、ワクチンの余りや余りによる消費期限切れは起きない状況となっております。

なお、キャンセル等により、まれにワクチンが余る場合もございますが、その際は、保健センター内に設置した専用の保冷库、いわゆるディープフリーザーでございます。そちらでの適切な管理と併せ、管内市町村や個別接種を行う医療機関との速やかな在庫調整を図っており、無駄が出ないワクチン活用に取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 藤乗一由君、よろしいですか。

○12番（藤乗一由君） 了解いたしました。

○議長（鶴沢一男君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第4号 令和4年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢一男君) 次に、日程第17、議案第5号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長(鎗田浩司君) 議案第5号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定について、ご説明をさせていただきます。

議案つづりの58ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,555万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

64、65ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動等に伴うもので、6万4,000円を増額補正するものでございます。

その下、国民健康保険運営事務費は、24万2,000円を増額補正するものでございます。

委託料の上段は、この4月から未就学児の保険税均等割額の軽減制度が運用開始されたことに伴い、国への補助金書類を作成するためのシステム改修が必要となり、その費用を計上するものでございます。

その下の納付書QRコード対応委託料は、令和5年度賦課から導入を予定しております、国が進める地方税統一QRコードを納付書に印字対応するために必要なシステム改修等を行

うものでございます。

続きまして、62、63ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては、歳出分と同額の30万6,000円を増額補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第5号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第18、議案第6号 令和4年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第6号 令和4年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの70ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ794万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,209万5,000円にしようとするものです。

初めに歳出をご説明いたします。

議案つづり77ページの説明欄をご覧ください。

1行目及び3行目の人件費の補正につきましては、4月の人事異動等に伴う予算の整理でございます。

続きまして、2行目の介護保険運営事務費8万8,000円の増額は、この10月に実施される介護報酬加算方法の改定に対応する既存システム改修委託料となります。

続きまして、4行目の償還金は、昨年度に交付を受けた支払基金交付金について、実績の確定により超過交付となった314万4,000円を返還金として計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

議案つづりは、74ページにお戻りください。

今回の補正予算の財源といたしまして、上から国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金をそれぞれ定率により計上し、なお不足する財源を前年度繰越金から充てるものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第6号 令和4年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、会議の途中ですが、皆様にお諮りいたします。会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで延長したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、午後6時まで延長することに決定いたしました。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は17時5分。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 5時04分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第19、議案第7号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第7号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの84ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,278万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

90、91ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動等に伴うもので、21万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、88、89ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款繰入金につきましては、歳出分と同額の21万1,000円を減額補正するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第19、議案第7号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第20、議案第8号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第8号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの96ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,347万5,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたします。

議案つづりの102、103ページをご覧ください。

一般管理費の人件費ですが、人事異動に伴うもので、7,000円を増額するものです。

その下、北部地区の施設管理費でございますが、昨今の電気料金の高騰に伴うもので、113万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、100、101ページをご覧ください。

支出の増額分につきまして、前年度繰越金114万1,000円を充てるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第20、議案第8号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第21、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案つづり106ページをご覧いただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております現職の川崎正道委員の任期がこの12月末をもって満了いたします。そこで、引き続き川崎さんに第2期目の人権擁護委員をお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めさせていただくものでございます。

川崎さんの略歴は、既にお手元にお配り申し上げました資料のとおりでございます。大学を卒業された後、民間の会社に15年間勤務をなさり、その後、地方公務員として22年間勤務をなさって定年をお迎えになりました。また、定年後の5年間は、社会福祉協議会のシルバー人材センターでセンター長を務めていらっしゃいます。

他方、人権擁護委員といたしましても、町で毎月行う人権相談はもとより、長生郡市内の人権擁護委員の皆様で組織される茂原人権擁護委員協議会の活動にも積極的に参加されておられ、人格、識見ともに優れた方でいらっしゃると拝察いたします。

任期は令和5年1月1日からの3年間であります。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に先立ちまして、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言論や無礼な言葉を使用することはできませんので、十分注意をお願いいたします。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第21、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。川崎正道さんを適任とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、本議会の川崎正道さんに対する意見は、適任と決しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第22、発議案第1号 県道南総一宮線（一宮バイパス）整備促進に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） それでは、発議案第1号につきましてご説明いたします。

発議案第1号 県道南総一宮線（一宮バイパス）整備促進に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和4年9月15日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、志田延子、森 佐衛、吉野繁徳、内山邦俊、川城茂樹。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

県道南総一宮線（一宮バイパス）は、睦沢町と一宮町を結ぶ主要道路です。

国道409号茂原一宮道路（長生グリーンライン）と国道128号を結ぶ予定である県道南総一宮線（一宮バイパス）の整備は、近隣町村とのアクセス向上により観光客の増加が見込まれるなど地域の発展につながるとともに、生活道路としてあらゆる社会活動を支え、災害時には避難道路としての役割を担う非常に重要な道路であります。

また、長生グリーンラインの開通により、新たな交通需要の発生に伴う交通量の増加は、地域住民の安全性の確保や災害時における救急医療活動などの機能不全となるおそれが懸念されることや、国道128号との接続部分は大型車両の交通が困難な上、一方通行となっており不便を来しています。

ついでに、全線開通により地域住民の利便性・快適性が向上することはもとより、地域産業及び経済の発展、観光振興並びに平常時、災害時を問わず迅速な救急医療活動などに寄与する緊急車両道路としての機能も期待されることから、現在停滞している県道南総一宮線（一宮バイパス）事業の早期完成を強く要望するものです。

また、この意見書は睦沢町議会との連名で要望するもので、9月28日開催の睦沢町議会の議決をもって提出することとなります。

最後に、意見書の提出先は千葉県知事でございます。

以上、誠に簡単ですが、説明を終わります。皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第22、発議案第1号 県道南総一宮線（一宮バイパス）整備促進に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回一宮町議会定例会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後 5時18分